

公 告

次のとおり、一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

平成 30 年 1 月 17 日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 小泉 明久

1 調達内容

- (1) 調達件名 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業
- (2) 仕様 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日まで
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官の指定する場所
- (5) 入札方法

入札金額は総価を記入すること。

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、下記 4（2）に定める期日までに、提案書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額が契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。

なお、法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に

関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 提案書類提出時点において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書提出時までには是正を完了しているものを除く。）
 - ② 労働保険・厚生年金・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（提案書提出時において、直近 2 年間の当該各保険料の未納がないこと。）。
 - ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - ④ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
 - ⑤ 提案書提出時から過去 3 年間に於いて、上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断される者ではないこと。具体的には、法令等違反により送検された者ではないこと。
 - ⑥ 公示日において、雇用保険法、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法令・勧告・行政指導を遵守していること。
 - ⑦ 提出書類に虚偽の事実を記載した者ではないこと。
 - ⑧ 経営の状態又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
 - ⑨ 技術審査委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者が属する事業者でないこと。
- (6) 公共職業訓練及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練を契約開始年月日以降実施する予定がない団体であること。また、次に掲げる資本関係にある団体が、公共職業訓練及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練を契約開始年月日以降実施する予定がないこと。
- ① 連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）
 - ② 親会社等（アからウまでに該当する者）

ア 参加者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

イ 参加者（持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者

ウ 参加者の事業の方針に関して、ア及びイに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

(7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

3 入札説明書及び仕様書の配付期間、場所

(1) 配付期間

平成 30 年 1 月 17 日（水）～平成 30 年 2 月 16 日（金）
（土日祝を除く 10：00～12：00、13：00～17：00）

(2) 配付場所

奈良県奈良市法蓮町 387

奈良労働局職業安定部訓練室

担当：村上、岡田

TEL：0742-32-0234（内線 377、373）

FAX：0742-32-0225

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成 30 年 2 月 2 日（金）9 時 30 分

場所 奈良労働局地下会議室

4 提案書類の提出等

(1) 提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先

① 問い合わせ受付先

奈良県奈良市法蓮町 387

奈良労働局職業安定部訓練室

担当：村上、岡田

TEL：0742-32-0234（内線 377、373）

FAX：0742-32-0225

② 問い合わせ受付期間

平成 30 年 1 月 17 日（水）～平成 30 年 2 月 16 日（金）
（土日祝を除く 10：00～12：00、13：00～17：00）

③ 問い合わせ受付方法

FAX（A4, 様式自由）にて受け付ける。受送信の確認については質問者の責任により確実に行うこと。

④ 問い合わせに対する回答

平成 30 年 2 月 19 日（月）までに質問者及び説明会に参加した者に対して FAX 等で行う。ただし、軽微な質問については質問者のみに回答する。

(2) 提案書類の提出期限等

① 提出期限

平成 30 年 2 月 19 日（月）17：00

② 提出方法

直接提出（持参）とする。

③ 提出に当たっての注意事項

ア 受付時間は、土日祝を除く 10：00～12：00、13：00～17：00。

提出時は事前に担当宛に連絡をいれること。

イ 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ 提出された提案書等は、提出者に無断で使用しない。

エ 提案書の提出に当たり一件を超えて申し込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

カ 参加資格を満たさない者が提出した提案書等は、無効とする。

キ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の提案書等を無効とする。

ク 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

5 提案書類説明会の開催

(1) 提案書類説明会を平成 30 年 2 月 23 日（金）に開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な提案書類を提出した者に対して平成 30 年 2 月 21 日（水）までに連絡する。

(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した提案書類の説明を行うものとする。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町 387

奈良労働局総務部総務課 担当：鯨本(アヅモト)

T E L : 0742-32-0201 (内線 303)

(2) 入札書の提出期限

提出期限

平成 30 年 2 月 19 日 (月) 17 : 00

(3) 入札書の提出方法

本入札案件は、紙入札により厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出並びに開札を行うため、「入札参加登録票」を(1)あて平成 30 年 2 月 16 日 (金) 17 時 00 分までに提出すること。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。郵送、電報、FAX、電子メールその他の方法による提出は認められない。

7 開札

開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 2 月 27 日 (火) 15 時 00 分

場所 奈良労働局局長室横会議室

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

入札者は、上記 2 の競争参加資格を有することを証明する書類について、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者となるべき入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知するものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) その他

平成30年度予算の編成状況によっては、仕様の内容等について変更が生じる可能性があるため、その際は双方で別途協議すること。

入札説明書

訓練受講希望者等に対する
ジョブ・カード作成支援推進事業

奈良労働局職業安定部訓練室

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の委託業務一式に係る入札公告に基づく入札等（平成 30 年 1 月 17 日付）については、他の法令等で定める事項のほか、この入札説明書によるものとする。

1 調達内容

(1) 調達件名

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の委託業務一式

(2) 調達件名の仕様書等

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」仕様書（別添 1）及び「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」委託要綱（別添 2）による。

(3) 契約期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日まで

(4) 履行場所 支出負担行為担当官の指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、当該入札に参加しようとする者は入札書のほか、総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書類」という。）を提出する。

ア 総合評価方法については、別紙 8「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業における評価項目及び評価基準について」に基づくものとする。

イ 入札者は、仕様書及び委託要綱に基づいて算出した代金額の上限としての総価をもって入札すること。このため、入札者は調達件名の本体価格のほか、業務履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

エ 一般競争入札（総合評価落札方式）であるが、予算決算及び会計令第 85 条に基づく最低入札価格調査基準額（以下「基準額」という。）を設ける。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除

(7) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納めなければならない。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人、被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。

なお、法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 提案書類提出時点において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書提出時までには是正を完了しているものを除く。）
- ② 労働保険・厚生年金・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（提案書提出時において、直近 2 年間の当該各保険料の未納がないこと。）。
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- ④ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- ⑤ 提案書提出時から過去 3 年間に於いて、上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。具体的には、法令等違反により送検された者ではないこと。

- ⑥ 公示日において、雇用保険法、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法令・勧告・行政指導を遵守していること。
 - ⑦ 提出書類に虚偽の事実を記載した者ではないこと。
 - ⑧ 経営の状態又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
 - ⑨ 技術審査委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者が属する事業者でないこと。
- (6) 公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練を契約開始年月日以降実施する予定がない団体であること。また、次に掲げる資本関係にある団体が、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練を契約開始年月日以降実施する予定がないこと。
- ① 連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）
 - ② 親会社等（アからウまでに該当する者）
 - ア 参加者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
 - イ 参加者（持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
 - ウ 参加者の事業の方針に関して、ア及びイに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者
- (7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札説明会の開催

以下のとおり、入札説明会を開催する。

(1) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成 30 年 2 月 2 日（金）9 時 30 分

場所 奈良労働局地下会議室

(2) 出席人数

1 機関あたり 2 名までとする。

(3) その他

説明会への参加を希望する場合は、平成 30 年 2 月 1 日（木）17 時までに 4 (1) の連絡先へ、電話又は FAX にて申し込むこと（期限厳守。また、説明会への参加を認めない場合を除いて当該説明会の申込みに対する回答は行わない。）

なお、FAX の場合、件名は、本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。受送信の確認については参加希望者の責任により確実に行うこと。

4 提案書類の提出等

(1) 提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先

① 問い合わせ受付先

奈良県奈良市法蓮町 387

奈良労働局職業安定部訓練室

担当：村上、岡田

TEL：0742-32-0234（内線 377、373）

FAX：0742-32-0225

② 問い合わせ受付期間

平成 30 年 1 月 17 日（水）～平成 30 年 2 月 16 日（金）

（土日祝を除く 10：00～12：00、13：00～17：00）

③ 問い合わせ受付方法

FAX（A4，様式自由）にて受け付ける。受送信の確認については質問者の責任により確実に行うこと。

④ 問い合わせに対する回答

平成 30 年 2 月 19 日（月）までに質問者及び説明会に参加した者に対して FAX 等で行う。ただし、軽微な質問については質問者のみに回答する。

(2) 提案書類の提出書類、提出期限等

① 提出書類

ア 入札書（別紙 1） 1 部

イ 委任状（別紙 3） 1 部

ウ 競争参加資格確認証明書類（別紙 5）

・ 別紙 5 の 1 に記載されている提出書類 各 1 部

・ 入札参加登録票（別紙 4） 各 1 部

エ 提案書類

・ 企画提案申請書（別紙 2） 1 部

・ 提案書（※別紙 9 に留意すること） 6 部（原本 1 部、写し 5 部）

・ 添付書類（提案者の概要が分かる資料、提案書の記載内容に係る参考資料） 6 部（原本 1 部、写し 5 部）

※1 写し 5 部については、会社名や会社のロゴマークをマスキングする

等により、会社が特定されないようにした上で提出すること。

※2 ア「入札書」、イ「委任状」及びウ「競争参加資格確認証明書類」については、6(1)に、エ「提案書類」については上記4(1)に提出すること。

② 提出期限

平成30年2月19日(月)17:00

③ 提出方法

直接提出(持参)とする。

④ 提出に当たっての注意事項

ア 受付時間は、土日祝を除く10:00~12:00、13:00~17:00

提出時は事前に担当宛に連絡をいれること。

イ 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ 提出された提案書等は、提出者に無断で使用しない。

エ 提案書の提出に当たり一件を超えて申し込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

カ 参加資格を満たさない者が提出した提案書等は、無効とする。

キ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の提案書等を無効とする。

ク 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

5 提案書類説明会の開催

(1) 提案書類説明会を平成30年2月23日(金)に開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な提案書類を提出した者に対して平成30年2月21日(水)までに連絡する。

(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した提案書類の説明を行うものとする。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387

奈良労働局総務部総務課 担当：鯨本(アヅモト)

T E L : 0742-32-0201 (内線 303)

(2) 入札書の提出期限

提出期限

平成 30 年 2 月 19 日（月）17：00

(3) 入札書の提出方法

本入札案件は、紙入札により厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出並びに開札を行うため、「入札参加登録票」を(1)あて平成 30 年 2 月 16 日（金）17 時 00 分までに提出すること。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。郵送、電報、FAX、電子メールその他の方法による提出は認められない。

また、この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。

ウ 代理人による入札において、入札時までに委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

エ 提出書類に含まれる誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに別紙 3「委任状」を提出しなければならない。

なお、代理人が複代理人を選定する場合には、(1)まで連絡すること。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 2 月 27 日（火）15 時 00 分

場所 奈良労働局局長室横会議室

(2) 紙入札方式による開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に係りの職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者は、上記 2 の競争参加資格を有することを証明する書類について、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者となるべき入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適

当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が２人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知するものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) その他

平成 30 年度予算の編成状況によっては、仕様の内容等について変更が生じる可能性があるので、その際は双方で別途協議すること。

◎様式等

別紙 1 入札書

別紙 2 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業
総合評価落札方式による一般競争入札企画提案申請書

別紙 3 委任状

別紙 4 入札参加登録票

別紙 5 競争参加資格確認関係書類

(参考様式) 障害者の雇用状況に関する報告書

別紙 6 競争参加資格に関する誓約書

別紙 7 暴力団等に該当しない旨の誓約書

別紙 8 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業における評価項目及び評価基準

別紙 9 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る提案書作成上の留意点

別添 1 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業仕様書

別添 2 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託要綱

入 札 書

¥

件 名：訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成
支援推進事業

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
商 号
代 表 者
(代 理 人

印
印)

支出負担行為担当官 奈良労働局総務部長 殿

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業
総合評価落札方式による一般競争入札企画提案申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 殿

商号又は名称

代表者職氏名

印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業の総合評価落札方式による一般競争入札に応募いたしたく、提案書類一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 昭和 年 月 日 平成	職員数	人

委 任 状

(住所)

私は、(氏名) 印 を代理人と定め下記事項の
入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

(委 任 事 項)

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業

平成 年 月 日

住 所
商 号
代表者

印

支出負担行為担当官 奈良労働局総務部長 殿

入札参加登録票

資格審査登録番号	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名	
代表者電話番号	
代表者 F A X 番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先 F A X 番号	
連絡先メールアドレス	

※ 「資格審査登録番号」には、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入すること。

※ 「部署名」は、代表者の所属する部署が特段ない場合には空欄でもよい。

競争参加資格確認関係書類

1 提出書類

- (1) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
- (2) 以下の直近 2 年間の保険料の領収書の写し（①②ともに必須。ただし②についてはいずれか。）

① 労働保険

② 厚生年金・全国健康保険管掌健康保険・船員保険又は国民年金

- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく平成 29 年の障害者雇用状況報告（6－1 報告）の写し。また、平成 29 年の障害者雇用状況報告において、法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇入れ計画の写し（計画作成命令を受けていない事業者においては、現在の状況を障害者雇用状況報告に準じた文書）を提出すること。

なお、報告対象となっていない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類（参考様式）。

- (4) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく平成 29 年の高年齢者雇用状況報告（6－1 報告）の写し。また、平成 29 年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の事業者においては、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写しを提出すること。

なお、就業規則の作成義務がない常時 10 人以上の労働者を使用しない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類を提出すること。

- (5) 競争参加資格に関する誓約書（別紙 6）
- (6) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙 7）及び添付書類

2 提出部数 各 1 部

3 提出期限 平成 30 年 2 月 16 日（金）17 時（時間厳守）

(参考様式) 障害者の雇用状況に関する報告書を添付

競争参加資格に関する誓約書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る入札に参加するに当たり、以下の事実と相違がないこと及び事実と相違があった場合には速やかに通知することを誓約します。

- 1 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 3 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 条）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- (1) 提案書類提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和 60 年法律第 88 号（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書類提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
 - (2) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれに係る保険料の未納がないこと（提案書類提出時において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。）。
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - (4) 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
 - (5) 提案書類提出時において、過去 3 年間に上記以外の厚生労働省法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
 - (6) 奈良県の最低賃金（毎年 10 月頃の改定により最低賃金額が改訂された場合は、当該改定後の最低賃金）を超える額を労働者に支払うこと。
- 5 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
 - (1) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 技術審査委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者が属する事業者でないこと。

6 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練を契約開始年月日以降実施する予定がない団体である。

(2) 次に掲げる資本関係にある団体が、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに専門実践教育訓練を実施する予定がないこと。

① 連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）

② 親会社等（アからウまでに該当する者）

ア 参加者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

イ 参加者（持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者

ウ 参加者の事業の方針に関して、ア及びイに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名又は代表者名

暴力団等に該当しない旨の誓約書

（ 私 ／ 当社 ）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。 また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日 住所（又は所在地）
社名又は代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業
における評価項目及びその評価基準について

1 選考基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

- (1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち 3 に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 入札に係る技術等が入札の公告(これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。)において明らかにした技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (2) 前項の数値の最も高い者が 2 人以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次に規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300 点

$\left\{ \begin{array}{l} \text{価格点:100 点} \\ \text{技術点:200 点} \end{array} \right.$	価格と同等に評価できない項目	100 点(評価項目※1)
	価格と同等に評価できる項目	100 点(評価項目※2)

(価格点：技術点＝1：2、得点配分 価格点 100 点、技術点 200 点)

価格点＝ $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$ 点

- (2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じた値に 100 点を掛けて得た値とする。
- (3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。
 - ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

- イ 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、0点となっている項目が1項目でもあれば不合格とし、要求要件以上の部分については、評価に応じ得点を与える。
 - ウ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。
 - エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度重要度に応じて定める。
 - オ 創造性、新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。
 - カ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。ただし、別紙「評価基準」に記載される評価項目のうち必須とされた各項目について、委員のうち1名でも0点とした場合は、技術点の算出を行わない。
- (4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る企画技術審査用紙

評価基準

(価格点：技術点＝１：２、得点配分 価格点１００点、技術点２００点)

I 価格点

価格点＝(１－入札価格／予定価格)×１００点

II 技術点

評価項目	評価基準	配点					必須
		A	B	C	D	E	
①事業の目的・事業計画	・当事業の目的を理解し、妥当な事業計画となっているか A 目的を理解し、妥当な事業計画となっていて、非常に期待ができる B 目的を理解し、妥当な事業計画となっていて、期待ができる C 目的を理解し、妥当な事業計画となっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	○ ※1
②事業実施体制	・連絡用拠点の設置及び事業実施体制（キャリアコンサルタントの配置、巡回）は適切なものになっているか A 適切な提案となっていて、非常に期待ができる B 適切な提案となっていて、期待ができる C 適切な提案となっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	○ ※2
③ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について（セミナーの説明内容、実施方法）	・ジョブ・カードに関するセミナーの説明内容、実施方法は有用なものとなっているか A 有用なものとなっていて、非常に期待ができる B 有用なものとなっていて、期待ができる C 有用なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	※1
④ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について（セミナーの実施計画）	・ジョブ・カードに関するセミナーの実施計画は問題ないか（公的職業訓練の応募時期を考慮して、各安定所において、月１回又は２回程度） A 問題ない提案となっていて、非常に期待ができる B 問題ない提案となっていて、期待ができる C 問題ない提案となっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	※2
⑤ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について（セミナー参加者のジョブカード作成支援業務への誘導）	・セミナー参加者のジョブカード作成支援業務への誘導について創意工夫がなされているか A 創意工夫がなされていて、非常に期待ができる B 創意工夫がなされていて、期待ができる C 創意工夫がなされていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	※1
⑥ジョブ・カードの周知・広報業務の運営について（セミナーの説明資料を含む広報用資料、活用方法）	・セミナーの説明資料を含む広報用資料、活用方法は有用なものとなっているか A 有用なものとなっていて、非常に期待ができる B 有用なものとなっていて、期待ができる C 有用なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	○ ※1
⑦ジョブ・カードの作成支援業務について（キャリアコンサルタント資格、経歴等）	・配置する（配置する予定）のキャリアコンサルタントの保有する資格、経歴、実務経験等は、十分なもののか A 十分な体制となっていて、非常に期待ができる B 十分な体制となっていて、期待ができる C 十分な体制となっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	20	14	10	6	0	○ ※2
⑧ジョブ・カードの作成支援業務について（作成支援業務の実施方法）	・ジョブ・カードの作成支援業務の実施については適切なものになっているか A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる B 適切なものとなっていて、期待ができる C 適切なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	※1
⑨ジョブ・カードの作成支援業務について（ジョブ・カード制度総合サイトの適切な活用）	・窓口でジョブ・カード制度総合サイトを適切に活用できる機器等設備、体制になっているか A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる B 適切なものとなっていて、期待ができる C 適切なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	※2
⑩ジョブ・カードの活用効果の分析業務（業務の実施計画、実施方法）	・ジョブ・カードの活用効果の分析業務の実施計画、実施方法については適切なものになっているか A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる B 適切なものとなっていて、期待ができる C 適切なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	20	14	10	6	0	※1
⑪個人情報等の管理	・個人情報等の情報管理体制が具体的に示されているか A 具体的に示されており、非常に期待ができる B 具体的に示されており、期待ができる C 具体的に示されており、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	○ ※2

⑪苦情への対応	・事業実施に係る苦情が発生した場合の処理体制及び処理に要する時間は適切なものになっているか A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる B 適切なものとなっていて、期待ができる C 適切なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	※2
⑫事業を円滑に進めるための提案	・事業を円滑に進めることについて、有効な提案がされているか A 有効な提案がされていて、非常に期待ができる B 有効な提案がされていて、期待ができる C 有効な提案がされていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	20	14	10	6	0	※1
⑬キャリアコンサルタントの研修等の実施	・事業の効果を高めるため、事業を担当するキャリアコンサルタントの質の維持、向上のための研修等が実施されているか A 適切なものとなっていて、非常に期待ができる B 適切なものとなっていて、期待ができる C 適切なものとなっていて、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	10	7	5	3	0	※2
⑭キャリアコンサルティングに関する実績が豊富な事業者であるか	・キャリアコンサルティングに関する実績が豊富であるか A 実績が豊富であり、非常に期待ができる B 実績が豊富であり、期待ができる C 実績が豊富であり、やや期待ができる D 特段問題はない E 期待できない	20	14	10	6	0	※2
⑮ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組を 実行している事業者であるか	・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組として、次のいずれかの認定（※1）を受けているか A 「えるぼし認定（3段階目）」 B 「えるぼし認定（2段階目）」、「プラチナくるみん認定」、「ユースエール認定」 C 「えるぼし認定（1段階目）」、「くるみん認定（新基準）」 D 「くるみん認定（旧基準）」、行動計画（※2）を策定している。 E いずれの取組も行っていない。 ※1 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ※2 女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定し、労働局に届出を行った企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。） （複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う）	10	8	6	4	0	※1

（注）必須とする項目は必須欄に丸印のついた項目とし、0点となっている項目が1項目でもあれば不合格となる

※1 創造性、新規性等

※2 価格と同等に評価できる項目

合計

100/200

100/200 ※価格点と同配分

200/200

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る提案書
技術審査委員会設置要綱

1 目的

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の総合評価落札方式を実施するにあたり、次のとおり「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る提案書技術審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、応札者の提案を総合評価基準に照らし、厳正かつ適正に審査・評価を行い、その結果、落札者としてふさわしい提案を行った応札者を契約担当官等に報告する。

2 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

外部有識者

○ 副委員長

奈良労働局職員

○ 委員

外部有識者

3 委員会の事務局

委員会の円滑な運営に資するため、奈良労働局職業安定部内に事務局を設置する。

4 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業
に係る提案書作成上の留意点

- 1 提案書には企画案の他添付書類として以下の書類を添付する。
 - (1) 本事業実施の体制整備に係るスケジュール
 - (2) 本事業における連絡用の拠点の体制等（拠点の所在地、事務局体制、配置・巡回（予定）するキャリアコンサルタントの確保形態（雇用又は委嘱）、人数（常勤数・非常勤数）等）
 - (3) 配置・巡回する（予定の）キャリアコンサルタントの保有する資格、経歴、実務経験等の実績
 - (4) 個人情報等の管理に関する体制又は規程（プライバシーマークを取得していれば、プライバシーマーク登録証の写しを提出すること）
 - (5) 相談者から苦情が発生した場合の処理体制及び処理に要する時間（目安）
 - (6) 自己の機関に関する概要説明書（官公庁事業の受託実績やキャリアコンサルティングに関する実績があれば記載すること）
 - (7) ワーク・ライフ・バランスの評価の対象とする認定等を証する書類として、次の書類がある場合にはその写し（WTOの政府調達に関する協定に係る調達に参加する外国企業については、当該認定の要件に相当する基準その他実施要領で定める基準を満たしていることを確認（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認）できる書類の写し）
 - ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
※労働時間の基準を満たすものに限る。
 - ② 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
 - ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
 - ④ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
- 2 企画案には仕様書にある本事業の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込む。
 - (1) 本事業を実施するための実施手順、方法（予約受付、巡回、相談、個人

情報を移送・保管する際の手順等)

(2) 本事業を円滑に進めるための提案

(3) 本事業の効果を高めるために考えられること。具体的に次に示す取組等を明記すること。

- ・ 専門実践教育訓練、雇用型訓練、公的職業訓練の各制度及び関係する各種給付制度について理解を深めるための取組
- ・ 専門実践教育訓練、雇用型訓練、公的職業訓練の関係職種の就業状況について理解を深めるための取組
- ・ 配置・巡回するキャリアコンサルタントの質的向上を図るための取組（研修の実施、ケース会議の設定、職業能力開発施設の見学等）

3 その他

(1) 提案書はA 4 用紙縦置き横書きで文字サイズは 10 ポイント以上、枚数は 10 枚以上 15 枚以下（表紙、目次及び入札説明書本文 3 (2) の添付書類を除く）とすること。ただし、図表その他の関係で前記によることができない場合は、A 4 用紙を用いるが、文字サイズは自由とする。また、詳細事項などを記載しきれない場合にのみ「別紙」により説明すること。この場合、提案書本体に基本的な事項を記載した上で、「詳細は別紙 1 を参照」等と記載し、当該別紙の右上に「別紙 1」等と記載すること（別紙も枚数にカウントする）。

提案書を含む全ての提出書類はA 4 用紙とし、片面または両面表記（企画書を両面表記した場合は 2 枚とカウントする）のいずれかに統一すること。

(2) 提案書は、一者につき、一企画とすること。

(3) 提案書等の作成等に要する費用は、受託希望者が負担するものとする。

(4) 提出された提案書等は返却しないものとする。

(5) 提案書等の提出から、契約の手続きにおける全ての過程において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限るものとする。

障害者の雇用状況に関する報告書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る入札に参加するに当たり、平成29年6月1日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇労働局総務部長 殿

A 事業主	(ふりがな) 氏名 (法人にあっては 名称及び代表者 の氏名)	() 記名押印又は署名	住所 (法人にあっては 主たる事務所の 所在地)	〒 (Tel - -)
B 雇 用 の 状 況	① 常用雇用労働者の数			
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)			人
	(ロ) 短時間労働者の数			人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 ((イ)+(ロ)×0.5)			人
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数			人
	② 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	(ホ) 重度身体障害者の数			人
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数			人
	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数			人
	(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数			人
	(リ) 身体障害者の数 ((ホ)×2+(ヘ)+(ト)+(チ)×0.5)			人
	(ヌ) 重度知的障害者の数			人
	(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数			人
	(ヲ) 重度知的障害者である短時間労働者の数			人
	(ヅ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数			人
	(カ) 知的障害者の数 ((ヌ)×2+(ル)+(ヲ)+(ヅ)×0.5)			人
	(コ) 精神障害者の数			人
	(ク) 精神障害者である短時間労働者の数			人
(ケ) 精神障害者の数 ((コ)+(ク)×0.5)			人	
③	計 2の(リ)+2の(カ)+2の(ケ)		人	
④	実雇用率 (③/①の(ニ)×100)		%	

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」仕様書

1 件名

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業

2 委託事業の期間

委託契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日まで（予定）

3 事業の目的

公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練（本仕様書等において、両訓練を総称して「公的職業訓練」という。）並びに雇用型訓練については、公共職業安定所において、求職者の有する技能、知識等と労働市場の状況等を十分に踏まえ、当該職業訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であるかを判断して、受講指示等を行うなど、的確な訓練受講へのあっせん（以下「受講あっせん」という。）が行われている。また、雇用保険法に基づき、専門実践教育訓練の受講を希望する者に対して、受講前にキャリアコンサルティングを行うため、民間事業者を活用して体制整備を行うこととしている。

平成 27 年 9 月 18 日に公布された勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 72 号）の一部施行に伴い、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 4 第 1 項に職務経歴等記録書（ジョブ・カード）が規定（具体の様式は厚生労働省告示で規定）され、同法に基づき、ジョブ・カード制度を推進することとなった。

このような中で、「新ジョブ・カード制度推進基本計画」に基づき、「公共職業訓練（離職者訓練）や求職者支援訓練への受講指示等にあたっては、訓練受講の必要性をより明確にするために、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施することが有効であり、キャリアコンサルティングの実施体制の充実・強化を図る。」とされ、訓練受講希望者等に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを推進していくこととされたところ。

このため、本事業においては、訓練受講希望者等に対して、生涯を通じたキャリア・プランニングを促し、職業選択やキャリア形成の方向付けの支援を行うため、民間事業者を活用して、ジョブ・カードの作成支援を推進することを目的としている。

4 事業の概要

奈良労働局（以下「労働局」という。）管内において、訓練受講希望者等に対して、以下の業務を実施する。

- I 公共職業安定所利用者に対するジョブ・カードの周知・広報業務
- II 訓練受講希望者等に対するジョブ・カードの作成支援業務
- III 訓練受講希望者等におけるジョブ・カードの活用効果分析業務

5 実施場所

本事業については、労働局が示す方法によって、原則、労働局の管内において指定さ

れた公共職業安定所（以下「拠点安定所」という。）にキャリアコンサルタントを配置して実施するとともに、労働局管内のその他の公共職業安定所（以下「巡回先安定所」という。）に巡回して行うこととする。

なお、具体的な巡回スケジュールは、労働局と協議の上、決定する。

※ ただし、繁忙期など拠点安定所及び巡回先安定所においてキャリアコンサルティングが実施できない等のやむを得ない場合であって、連絡用の拠点その他の事業所において行うことが可能なときは、必要に応じて当該拠点等において実施しても差し支えないこととする。

6 訓練受講希望者等

- ① 専門実践教育訓練給付金の支給対象者であって、専門実践教育訓練の受講を考えている者（訓練受講について雇用する事業主の承認を受けた者を除く。以下「専門実践教育訓練の受講を希望する者」という。）
- ② 雇成型訓練の受講を希望する者
- ③ 日本版デュアルシステム（公共職業訓練のうち企業実習を伴うもの）の受講を希望する者
- ④ 公共職業訓練（委託訓練）における「長期高度人材育成コース」の受講を希望する者
- ⑤ 公的職業訓練の受講を希望する者のうち、訓練受講に先立って、自己理解、職業理解、訓練受講の目的等を明確化することが望ましい者（③、④を除く）
- ⑥ 本人の希望する職業への就職可能性を高めるためには公的職業訓練の受講等による能力開発が必要であるものの、自己理解や職業理解が乏しいなど、知識・スキルの付与に先立って、職業経験の棚卸し、キャリア・プランの作成等の支援が必要である者（以下「積極的なキャリア形成支援が必要な者」という。）

※ ①から⑥までの者のうち、②から⑥までの要件に該当する者であるかどうかの判断は、公共職業安定所の職員が実施する。

7 用語の整理

この仕様書において、用語については、以下のとおり、定義して使用する。

- (1) 「訓練前キャリアコンサルティング」とは、専門実践教育訓練の受講を希望する者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について行うものであって、8のⅡの(2)の①アからウの資格要件を満たす者が実施するキャリアコンサルティングをいう。
- (2) 「訓練対応キャリアコンサルタント」とは、上記(1)の訓練前キャリアコンサルティングを行う者であって、平成26年厚生労働省告示第308号（キャリア・コンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるもの）により定められた要件（8のⅡの(2)の①アからウまでに相当。）を満たす者をいう。
- (3) 「キャリアコンサルティング」とは、8のⅡの(2)の①アの資格要件を満たす者が実施するキャリアコンサルティング（職業能力開発促進法第2条第5項に規定

するキャリアコンサルティングをいう。)をいい、上記(1)の訓練前キャリアコンサルティングを含む。

(4)「キャリアコンサルタント」とは、8のⅡの(2)の①アの資格要件を満たすすべてのキャリアコンサルタントをいう。

8 委託業務の内容

I 公共職業安定所利用者に対するジョブ・カードの周知・広報業務

労働局管内の安定所において、雇用保険受給資格者に対する初回受給者説明会、職業訓練説明会等の開催に併せ、ジョブ・カードに関するセミナーを開催するとともに、その他、ジョブ・カード制度の効果的な周知・広報に取り組む。

具体的な実施方法は、以下のとおり。

(1) セミナーの開催

① セミナーにおける説明内容

ジョブ・カードの利用が促進されるよう、次の事項について、内容が盛り込まれた理解しやすい資料を作成して、実施する。

- ・ジョブ・カード作成のメリット
- ・ジョブ・カードの活用方法
- ・ジョブ・カード制度総合サイトの活用方法
- ・応募書類としての活用方法
- ・本事業におけるジョブ・カード作成支援業務の案内

② 実施回数

公的職業訓練の応募時期を考慮して、労働局管轄内の各安定所において、月1回又は2回

※ 具体的な開催スケジュールは、労働局と協議の上、決定すること。

③ その他開催にあたっての留意事項

- ・セミナー参加に係る周知は、労働局・安定所と調整の上、適切に行うこと。
- ・セミナー参加者に対して、ジョブ・カードの作成支援業務に誘導するよう工夫した周知・広報を行うこと。(ただし、6の①を除き、安定所窓口による相談が前提であることに留意すること。)
- ・セミナー参加者の誘導実績を把握するとともに、実績向上に繋がるよう適宜工夫を行うこと。
- ・セミナーの実施方法について、制度に関心の薄い求職者にジョブ・カード作成のメリット等を中心に説明するよう努めること。

(2) その他の方法による周知・広報

セミナー以外の方法によるジョブ・カード制度の効果的な周知・広報を行うよう努めること。

※ 具体的には、ハローワーク利用者向けのジョブ・カード制度の周知・広報用資料の作成(セミナーでの説明用資料以外のリーフレット等)、ハローワークによる周知・広報実施方法の提案を行うこと。

Ⅱ 訓練受講希望者等に対するジョブ・カードの作成支援業務

6 の①から⑤までに該当する者に対して、キャリアコンサルティングを通じたジョブ・カードの作成支援を実施するため、以下（１）～（６）に従い、体制を整備する。

（１） 連絡用の拠点の設置

労働局管内（※）に連絡用の拠点を設置して、事業責任者を配置し、訓練受講希望者等からの予約申し込みを受け、ジョブ・カード作成支援業務の適正な運用管理を行う体制を整備すること。

（※）労働局管内と近接する都道府県内に事務所を設置し、拠点安定所まで概ね片道 1 時間以内に苦情処理が可能な場合を含む。

（２） キャリアコンサルタントの配置・巡回

① キャリアコンサルタントについて

キャリアコンサルティング実施時点までにおいて、次の要件をすべて満たす者を雇用又は委嘱して拠点安定所に配置するとともに、巡回先安定所に巡回相談させること（原則、土日祝日は除く）。

ア 職業能力開発促進法第 30 条の 3 に規定するキャリアコンサルタントであること。

イ 別紙 1 の訓練対応キャリアコンサルタントに係る研修を修了していること。

※ 専門実践教育訓練の受講を希望する者（専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとする者）に対するジョブ・カードの作成支援は、別途厚生労働本省が調達する「中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修等の実施」業務の受託団体が実施する研修（以下「対応研修」という。）の修了者でなければならない。（当該研修については、別紙 1 参照）

ウ 専門実践教育訓練の訓練実施機関に雇用されている者又は当該機関の役員でないこと。

エ 公的職業訓練の訓練実施機関に雇用されている者又は当該機関の役員でないこと。

※ 全ての要件を満たす者を配置・巡回することを原則とするが、特定のキャリアコンサルタントが訓練前キャリアコンサルティングを全く行わない役割分担となる場合には、当該キャリアコンサルタントについて、イの研修受講の要件を省略することができること。ただし、訓練前キャリアコンサルティングが集中する繁忙期（概ね 12 月から 3 月まで）における十分な体制整備は必須とすること。

② 具体的な配置・巡回について

拠点安定所として、常時、キャリアコンサルタントを配置するとともに、巡回先安定所において、定期的な（又は予約のあった都度）巡回相談を実施する。（体制整備の考え方については、9 の（２）を参照）

なお、公的職業訓練や専門実践教育訓練の実施状況等を踏まえ、労働局との協議により、具体的な配置・巡回の量や時期を定めること。特に、公的職業訓練や専門実践教育訓練の開講については年度初めに集中するなど、時期による変動が見込まれることから、受託者においては、円滑にこれに対応できるだけの十分なキャリアコンサルタントを雇用又は委嘱していることが求められる。

なお、受託者は、キャリアコンサルタントを配置・巡回させる前に、雇用又は委嘱するキャリアコンサルタントの氏名及び有する資格について、労働局に一覧にして提出すること。

(3) キャリアコンサルティングを通じたジョブ・カード作成支援の実施方法

拠点安定所及び巡回先安定所に配置又は巡回するキャリアコンサルタントは、別紙2に従い業務を適切に実施すること。

(4) ジョブ・カード制度総合サイトの適切な活用

拠点安定所及び巡回先安定所に配置又は巡回するキャリアコンサルタントは、相談者がジョブ・カード作成支援ソフトウェアを活用して、電子媒体によりジョブ・カードを作成、管理及び活用することを促進していくよう、(3)のジョブ・カード作成支援の実施に際して、窓口でジョブ・カード制度総合サイトを適切に活用して支援すること。

その際、以下の点に留意すること。

- ① 電子媒体での持ち込み方法を明確にすること
- ② 原則、対面での作成支援を行うことを明確にした上で、キャリアコンサルティングの事前・事後に電子媒体をメールでやりとりすることは差し支えないこと
- ③ ジョブ・カード作成支援ソフトウェアに掲載される質問や記載例を活用しつつ、的確なキャリアコンサルティングを実施し、作成支援すること
- ④ 応募書類の作成方法など、その後の活用に係る説明をキャリアコンサルティング中に行うこと

(5) 本事業のキャリアコンサルティングの実施に必要な情報の収集・整理

労働局管内及びその管内から通所可能な地域の専門実践教育訓練又は公的職業訓練の実施機関における訓練の内容、開講状況、訓練科目に係る就職状況等キャリアコンサルティングの実施に必要な資料を収集・整理し、各キャリアコンサルタントが活用できるようにする。また、各キャリアコンサルタントが業務上必要な情報を得られるよう、業務時間内に必要な時間を確保する。

(6) 苦情等への対応

本事業に係る苦情等の対応は、受託者が責任をもって行い、苦情の処理に際しては、可能な限り当日中に、事業責任者が対処するよう努める。

なお、苦情等への対応のほか、安定所の職員との調整等の必要が生じた場合においても、事業責任者がこれを行う必要があることから、事業責任者が不在の際にも対処できるよう、必ず代行者を用意する。

Ⅲ 訓練受講希望者等におけるジョブ・カードの活用効果分析業務

訓練受講希望者等において、キャリアコンサルティングを通じたジョブ・カード作成支援の前後における訓練受講に対する意識変化、キャリアプランの明確化などの効果が年齢、性別、職歴等により顕著な影響がでるか効果を分析するとともに、本事業の実施方法について、考察する。

具体的な実施方法は、以下のとおり。

(1) アンケート調査

ジョブ・カード作成支援後に、別紙3「訓練受講前のキャリアコンサルティング

に関するアンケート」を配布して、相談者本人の主観による意識変化、満足度等を把握する。

(基本的調査事項)

- ・ 希望する訓練の内容
- ・ サービスにおける相談終了までの回数
- ・ サービスの利用のタイミングの是非
- ・ キャリアコンサルティングの満足度
- ・ サービス利用後の意識の変化や効果
- ・ 訓練受講前のジョブ・カード作成の意義・効果 等

(2) 調査対象

Ⅱのジョブ・カード作成支援を行ったすべての訓練受講希望者等に対して実施する。

(アンケート配布枚数・・・調査対象者すべて)

(アンケート回収目標・・・配布者数の8割)

(3) 分析報告

キャリアコンサルティング実施状況、アンケート結果(別紙4に記入)、本事業の実施方法等についてのキャリアコンサルタントの意見等を踏まえ、本事業の効果分析報告をまとめ、上半期、下半期の年2回に分けて提出する。

9 体制整備に当たっての留意点

本事業の実施に当たっては、以下の体制は恒常的に確保する必要がある。

(1) 連絡用の拠点の整備及び運用

① 連絡用の拠点には、本事業契約日から必ず事業責任者を1名常駐させること。
(不在の際には代行者を用意すること。)

② 電話(Web)等の連絡及び予約相談に対応する体制を整備すること。

③ 連絡及び予約相談は、以下の日を除く全ての日について実施すること。

・ 日曜及び土曜※

・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

・ 12月29日から翌年1月3日までの日

※ ただし、やむを得ない場合に限り、当該連絡用の拠点においてキャリアコンサルティングを行う場合を除く。

④ 連絡及び予約相談を受ける電話回線、電話機並びにパソコンを整備すること。

(2) 拠点安定所及び巡回先安定所の体制整備

① 拠点安定所として、常時、1名以上のキャリアコンサルタントを配置するとともに、巡回先安定所において、1日平均3名のキャリアコンサルタントが巡回相談を実施するよう体制を整備すること。

② セミナーの実施に際しては、原則①のキャリアコンサルタントが対応すること。
なお、セミナー実施時間帯におけるジョブ・カード作成支援の体制については、予約相談日を調整する等により対応すること。

③ ①及び②に対応したキャリアコンサルタントを安定的かつ円滑に業務が行うことができるよう留意しつつ雇用契約又は委嘱契約等により確保していること。

- ④ 拠点安定所へのキャリアコンサルタントの配置時期については、労働局と調整して決定の上、平成 30 年 4 月上旬を目途に配置を完了すること。ただし、専門実践教育訓練の受講を希望する者からの予約申込みに対応するため、平成 30 年 4 月 2 日（契約締結日）までに最低 1 名の訓練対応キャリアコンサルタントを確保し、拠点安定所へ配置すること。
 - ⑤ キャリアコンサルティングの実施時間は、安定所の通常の開庁時間（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）を原則として、労働局と調整して決定すること。
- （3）キャリアコンサルティングの質的確保等
- ① キャリアコンサルティングは、訓練受講希望者等のキャリア形成を支援するためのものであるため、受託者は、労働局又は訓練実施機関と連携しつつ、専門実践教育訓練、雇用型訓練、公的職業訓練の各制度及び関係する各種給付制度並びにこれらの訓練等の関係職種の就業状況等について、キャリアコンサルタントに対して理解促進を図ること。また、本事業期間中に、これら関連制度の改正が行われる場合には、労働局と連携して、当該改正に係る研修を適切に実施すること。
 - ② ①の理解が個別のキャリアコンサルタントにも十分浸透し、適切なキャリアコンサルティングが実施されるようにするため、受託者において、キャリアコンサルタントを対象とした定期的な研修やケース会議、公共職業能力開発施設などの訓練施設の見学等を行いその資質の向上を図ること。
- （4）使用する機器等の用意
- 本事業の実施に際して、机・椅子等を含む相談の実施場所は提供するが、それ以外に本事業に使用する機器（パソコン、プリンタ、スキャナー、電話等）は、受託者が自ら用意すること。
- なお、コピー機、外部電源、シュレッダーの使用については、労働局と協議の上、可能な範囲で 사용할 ことができること。
- また、受託者は円滑な事業の運営のため、キャリアコンサルタントに一定数のジョブ・カード用紙を携行させること。
- （5）システム・セキュリティの確保
- 本事業の実施に当たって使用するパソコンについては、以下のシステム・セキュリティ対策を講じていること。
- ① アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にしたウイルス対策ソフトを適用し、ウイルス定義ファイルを定期的に最新化すること。
 - ② セキュリティの脆弱性への対策を行っていない OS や閲覧ソフト等を用いないこと。

10 事業実績の報告

本事業の実施状況等については、次の項目について、別途示す様式により定期的に集計を行い、労働局に対して、毎月報告を行うものとする。

なお、次の項目以外の業務に関する実績についても、必要に応じ報告を求める場合があるので、実施状況の管理を徹底する。

- ① セミナーの実施状況（開催場所、参加者数）
- ② 巡回先安定所等への巡回状況（巡回した場所、回数）
- ③ 各種訓練に係るキャリアコンサルティング実施状況（実人数、延べ件数、うちジョブ・カード作成支援件数など）

加えて、労働局の求めに応じて、個別のキャリアコンサルティングを実施した際の相談記録等について、報告を行うこと。

11 実施方法の見直し及び改善

受託者は、上記 10 の報告の結果、キャリアコンサルティングの実施状況に関し、労働局より巡回方法等について見直しを求められた場合は、速やかに体制の見直しを行うこととする。

また、受託者は、上記 10 の報告のほか、キャリアコンサルティングの実施状況や対応に関して労働局から指摘を受けた場合は、速やかに改善方法を検討のうえ、改善し、これを報告することとする。

12 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、事業責任者は、労働局及び安定所と実施状況に関する定期的な連絡調整を行うなど、適切かつ必要な範囲での連携を図りつつ実施する。

13 業務の引継ぎ

受託者は、本業務に関する契約終了後等、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎを行う。その際、14（2）を踏まえ、個人情報等の取扱いには特に留意すること。

14 その他留意事項

（1）業務の遂行

- ① 「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の実施に当たっては、本仕様書及び契約時に定める事項の実施に誠意を持って計画的かつ確実に行うこと。
- ② 事業の実施に当たっては、労働局との連携を密に取ることとし、疑義が生じた場合には必ず協議すること。
- ③ 労働局の委託を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保すること。
- ④ 受託者は、本委託業務を遂行するにあたり、効率的かつ効果的な運営に努めなければならないこと。
- ⑤ 受託者は、不測の事態が発生した場合にも迅速な対応がとれる連絡体制を定めなければならないこと。
- ⑥ 受託者は、本委託業務に従事する者の氏名、役職及び職務内容をあらかじめ労働局に通知するものとし、当該従事者以外の者に本委託業務を行わせてはならな

いこと。

- ⑦ 受託者は、本委託業務に従事する責任者及び従事する者の使用者としての法令上のすべての責任及び監督の責任を負わなければならないこと。
- ⑧ 労働局から提供・貸与された資料については、他の用途に使用してはならないこと。
- ⑨ 本事業を遂行する上で発生した書面（電子媒体も含む）、その他類似の派生物（企画等の構想関係も含む）に係る一切の著作権、知的財産権、使用权及び管理権は労働局に帰属するものとする。
- ⑩ 本事業の全部を一括して再委託してはならないこと。
- ⑪ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を再委託してはならないこと。
- ⑫ 本事業の一部を再委託する場合、本事業の委託契約書の様式第 10 号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業再委託承認申請書」を提出しなければならないこと。
- ⑬ 本事業の一部を再委託する場合であっても、事業運営に係る責任は受託者が負うこと。

(2) 個人情報等

- ① 事業実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理すること。また、本委託業務において入手したいかなる情報も本委託事業の遂行以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 相談記録については、必要に応じて、労働局から提供依頼があるため、相談内容は安定所と情報共有する旨、ジョブ・カード作成支援の実施前に必ず相談者の同意を得ること。（同意書を作成する場合は別紙 5 を参考に。）
- ③ 本委託業務に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めなければならないこと。
- ④ 個人情報保護規定等において、以下に掲げる事項を本委託業務の開始までに定めなければならないこと。
 - ・ 個人情報の取扱いに係る規定
 - ・ 個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規定
 - ・ 個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
 - ・ 個人情報の取扱いに関する規定に違反した従事者に対する処分の内容
- ⑤ 個人情報保護規定等について、労働局から提示を求められた場合は、速やかに提示すること。
- ⑥ 個人情報に係る苦情及び個人情報保護法に違反すると認められる事案が発生した場合又は発生するおそれがあることを知った場合には、速やかに労働局に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大防止、復旧のために必要な措置を講ずること。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 20 条において、国は同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施することとされたことを受け、受託者は、ワーク・ライフ・バランスの推進に努める企業であることが望ましい。このため、技術等提案の評価においては、次のいずれかに該当する企業を評価対象とすること。ただし、女性活躍推進法に基づく認定など技術等提案書に記載した事項について、認定の取消しなどによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに委託者へ届け出るものとする。

- ① ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）又は青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定※（認定の基準が複数あるものにあっては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。）を受けた企業

※ 女性活躍推進法に基づく認定＝「えるぼし認定」

次世代法に基づく認定＝「旧くるみん認定・新くるみん認定・プラチナくるみん認定」

若者雇用促進法に基づく認定＝「ユースエール認定」

- ② 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定し、都道府県労働局へ届出を行った企業（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る。）

15 委託費の計上基準

- (1) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。（具体的な計上基準は別紙 6 参照）
- (2) 労働局は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合は、その経費について支出を認めない。
- (3) 経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。
- (4) 受託者の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を設け、他の事業とは別に管理すること。

キャリアコンサルタントへの対応研修受講の指示について

- 1 本事業の拠点安定所及び巡回先安定所に配置・巡回するキャリアコンサルタントに対しては、原則、対応研修を受講させること。
- 2 対応研修は、訓練対応キャリアコンサルタントになろうとする者に対し、職業訓練や職業・資格等の知識を付与するものであり、下記ア及びイを満たすことを受講要件としていること。
ア 訓練前キャリアコンサルティングに従事する意思を有する者
イ 職業能力開発促進法第 30 条の 3 に規定するキャリアコンサルタントである者
- 3 対応研修修了者は、対応研修受託者に訓練対応キャリアコンサルタントの候補者として登録される。登録された対応研修修了者のリストは、都道府県労働局又は受託者からの要請に応じて、対応研修受託者から要請元の都道府県労働局又は受託者に提供されること。
- 4 対応研修は、修了課題の実施を含むオンライン講座（30 時間、標準受講期間 10 日間）である。平成 30 年度は、4 月中旬より受講申込み・受講開始可能とする予定であるところ、対応研修の受講が必要な者に対しては、速やかに受講を申し込むとともに、研修開始後は速やかに受講・修了するよう促すこと。

キャリアコンサルティングを通じたジョブ・カード作成支援の実施方法について

(1) キャリアコンサルティング業務の実施

① 専門実践教育訓練の受講を希望する者に対する業務の流れ

ア 予約の受付等

専門実践教育訓練の受講を希望している者が安定所の雇用保険窓口で専門実践教育訓練給付金の受給資格を確認する手続きを行う過程にあつては、訓練前キャリアコンサルティングを事前に受けることが必要であるため、安定所の雇用保険窓口の案内又は周知用のリーフレット等を通じて、原則、訓練受講希望者から受託者に対し、直接、訓練前キャリアコンサルティングの予約申込みがなされる。

申込みを受けて、受託者は、訓練前キャリアコンサルティングの実施日時・実施する安定所の決定を行うこと。なお、決定した実施日時と訓練対応キャリアコンサルタントの氏名については、実施日の前日までに巡回先安定所に知らせておく必要があること。

実施日時の決定に当たっては、専門実践教育訓練給付金の受給資格確認は、専門実践教育訓練を開始する日の原則 1 か月前までに行うこととされていることに十分留意すること。

なお、安定所の雇用保険窓口から案内されて、訓練受講希望者が拠点安定所及び巡回先安定所の相談ブースへ直接予約申込みに訪れる場合は、当該相談ブースのキャリアコンサルタントが予約の受付を行うこと又は（キャリアコンサルティングを行うことができる場合には）その場でキャリアコンサルティングを実施することも可能であること。

イ 訓練前キャリアコンサルティング実施のための準備（ジョブ・カードの作成依頼）

上記アの予約受付に当たっては、訓練受講希望者に対し、ジョブ・カード制度について説明し、次の事項について可能な限り事前にジョブ・カードを作成することを依頼するとともに、キャリアコンサルティングの実施当日に持参することを求めること。

- ・ジョブ・カード様式 1－1（キャリア・プランシート）（就業経験がない方は、様式 1－2（キャリア・プランシート）を活用）

※ 受講を希望する訓練の内容（訓練コース、開始時期・終了時期、訓練実施機関）とこれを受けた後の就業に関する目標を記載すること

- ・ジョブ・カード様式 2（職務経歴シート）
- ・ジョブ・カード様式 3－1（職業能力証明（免許・資格）シート）及び様式 3－2（職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート）
- ・ジョブ・カード様式 3－3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート）を交付されたことがある場合は、様式 3－3

ウ 訓練前キャリアコンサルティングの流れ

訓練前キャリアコンサルティングは、原則として、訓練受講希望者が持参したジョブ・カードをもとに、中長期的なキャリア形成を支援する視点に立ち、本人の経験や能力等を踏まえ、今後の職業生活設計に照らし、教育訓練の受講が今後の職務に活かせるよう、受講する訓練の選択を支援するためのキャリアコンサルティングを行うこと。

また、複数回目の訓練受講希望者については、安易な専門実践教育訓練の受講や専門実践教育訓練給付金の濫給防止の観点からも、本人が対象訓練受講の必要性・有効性を十分に認識できるよう適切な支援を行うこと。詳細については、訓練対応キャリアコンサルタント向け研修テキスト参照。

具体的な訓練前キャリアコンサルティングの内容は次のとおりである。

- ・自己理解／仕事理解

適性・能力等の明確化、これまでの職業経験の棚卸し、資格についての情報・資格に係る労働市場等に関する情報の提供、職務に求められる能力・キャリアルートの理解

- ・今後の職業生活の設計、目標の明確化

教育訓練等に関する情報や講座内容に関する情報を提供し、中長期的目標を設定

- ・受講すべき講座の検討

訓練受講希望者が希望している教育訓練の受講が労働市場において能力を発揮するのに必要であるかとの観点から、当該訓練の受講が適切かどうかを検討するための支援

また、本事業において訓練前キャリアコンサルティングの結果、訓練受講希望者が希望する教育訓練が今後の職業生活における目標等に照らして、本人の中長期的なキャリア形成に資するものと考えられるかについてのコメントをジョブ・カード様式1－1又は様式1－2の「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」に記載する。併せて、当該訓練前キャリアコンサルティングを行った日時、場所及び訓練対応キャリアコンサルタントの氏名等必要な事項を記載すること。記載終了後、当該ジョブ・カードを訓練受講希望者に渡す（当該ジョブ・カードは、専門実践教育訓練給付金の受給資格確認申請の添付書類となる。）。

エ 相談記録の作成等

訓練対応キャリアコンサルタントは、個別の訓練前キャリアコンサルティングの終了後、当該訓練前キャリアコンサルティングに係る相談記録(別紙7)を作成し、受託者は、14(2)の個人情報の取扱いに十分留意しつつこれを保管すること。相談記録には、訓練前キャリアコンサルティングを行った日時、場所及び訓練対応キャリアコンサルタントの氏名等のほか、ジョブ・カードの作成支援も含めた詳細な相談内容(※)を記載すること(労働局又は安定所が実施された訓練前キャリアコンサルティングについて照会を行うことがあるので、これに適切に対応し得る内容とすること。）。

(※) 主な相談内容欄に、専門実践教育訓練の受講希望者の相談であることを明記すること。

オ 実施回数

訓練受講希望者に対する訓練前キャリアコンサルティングは、原則として1回とする。ただし、訓練受講希望者の職業生活設計における目標が不明確である等1回の訓練前キャリアコンサルティングで終了しない場合は、本人の希望を踏まえ2回以上訓練前キャリアコンサルティングを行っても差し支えないものとする。

② 雇用型訓練の受講を希望する者に対する業務の流れ

ア 予約の受付等

雇用型訓練の受講を希望する者から安定所の職業相談窓口で雇用型訓練に係る求人について相談があった場合は、職業相談窓口で当該求職者の求めに応じて、雇用型訓練の対象の条件に合致する者であることを確認し、本事業の概要、当該求人の内容及び訓練を受講するための手続き等について説明をした上で、求人票及び有期実習型訓練実施計画（添付書類を含む。）（実習併用型訓練求人の場合は、実践型人材養成システム実施計画及び添付書類）を提供するとともに、本事業の受託者にキャリアコンサルティングの予約申込みを行うよう誘導する。

申込みを受けて、受託者は、キャリアコンサルティングの実施日時・実施する安定所の決定を行うこと。なお、決定した実施日時とキャリアコンサルタントの氏名について、実施日の前日までに巡回先安定所に知らせておく必要があること。

実施日時の決定に当たっては、雇用型訓練求人への応募の前に、キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成することとされていることに留意すること。

なお、安定所の職業相談窓口から案内されて、受講希望者が拠点安定所及び巡回先安定所の相談ブースへ直接予約申込みに訪れる場合は、当該相談ブースのキャリアコンサルタントが予約の受付を行うこと又は（相談者がいない場合に）その場でキャリアコンサルティングを実施することも可能であること。

イ キャリアコンサルティング実施のための準備（ジョブ・カードの作成依頼）

上記アの予約受付に当たっては、訓練受講希望者に対し、ジョブ・カード制度について説明し、次の事項について可能な限り事前にジョブ・カードを作成することを依頼するとともに、キャリアコンサルティングの実施当日に持参することを求めること。

- ・ジョブ・カード様式1-1（キャリア・プランシート）（就業経験がない方は、様式1-2（キャリア・プランシート）を活用）

※ 受講を希望する訓練の内容（訓練コース、開始時期・終了時期、訓練実施機関）とこれを受けた後の就業に関する目標を記載すること

- ・ジョブ・カード様式2（職務経歴シート）

- ・ジョブ・カード様式３－１（職業能力証明（免許・資格）シート）及び様式３－２（職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート）
- ・ジョブ・カード様式３－３（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート）を交付されたことがある場合は、様式３－３

ウ 雇用型訓練に係るキャリアコンサルティングの流れ

雇用型訓練に係るキャリアコンサルティングは、原則として、訓練受講希望者が持参したジョブ・カードをもとに、これまでの職業キャリアの棚卸しなどを通じて、自己理解や職業理解を促進するとともに、職業選択や職業キャリアの方向付けを行うためのキャリアコンサルティングを行うこと。

また、当該訓練受講希望者が雇用型訓練の対象の条件に合致するかどうかについては、安定所の職業相談窓口において判断されるが、受託者においても、「雇用型訓練の対象者の考え方について」（※）を参考に、その希望する雇用型訓練が、今後の職業生活における目標等に照らし、本人のキャリア形成に資するものと考えられるかについてのジョブ・カードへのコメントを記載する。

具体的なキャリアコンサルティングの内容は次のとおりである。

- ・自己理解／仕事理解
 - 適性・能力等の明確化、これまでの職業経験の棚卸し、資格についての情報・資格に係る労働市場等に関する情報の提供、職務に求められる能力・キャリアルートの理解
- ・今後の職業生活の設計、目標の明確化
 - キャリアプランの作成、中長期的及び短期的目標を設定、職業訓練等に関する情報や講座内容に関する情報を提供
- ・受講すべき訓練の検討
 - 訓練受講希望者が希望している職業訓練の受講が適切かどうかを検討するための支援

※「雇用型訓練の対象者の考え方について」

1 有期実習型訓練の対象者

有期実習型訓練の対象者は、ジョブ・カード作成アドバイザーによるキャリアコンサルティングを受けた結果、職業能力形成機会に恵まれなかった者であって、安定的な雇用に就くためには、当該訓練を受講することが必要であると認められた者（新規学卒者を含む。）とする。

2 実践型人材養成システムの対象者

実践型人材養成システムの対象者は、新規学卒者を中心とした 15 歳以上 45 歳未満の者とする。

3 中高年齢者雇用型訓練の対象者

中高年齢者雇用型訓練の対象者は、45 歳以上の者であって直近 2 年間に継続して正規雇用されたことがない者とする。

また、本事業においてキャリアコンサルタントが行う雇用型訓練の受講希望者

に対する標準的なジョブ・カードの作成支援の流れは次のとおりである。

- (ア) ジョブ・カード制度の趣旨や概要、ジョブ・カードの記載方法及び活用方法に関する説明を行うこと。
- (イ) ジョブ・カードの作成に当たっては、予め記載させたジョブ・カード様式 2（職務経歴シート）の整理から始めることを基本とし、職務経歴の整理を行った上で、ジョブ・カード様式 3－1（職業能力証明（免許・資格）シート）及びジョブ・カード様式 3－2（職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート）の作成へと進むこと。
- (ウ) ジョブ・カード様式 2（職務経歴シート）、様式 3－1（職業能力証明（免許・資格）シート）及び様式 3－2（職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート）の整理が終わった後、ジョブ・カード様式 1（キャリア・プランシート）の作成へと進み、キャリアコンサルティングを実施した後に「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」にその内容とともに求職者の当該訓練への適正等についてのコメントを記載すること。（※）
- (エ) ジョブ・カード作成支援後は、雇用型訓練求人への応募を希望する求職者に対して、職業相談窓口で速やかに、当該訓練の対象となる要件に合致するか確認の上、職業紹介に向けた職業相談を受けるよう助言すること。

※ 有期実習型訓練の対象者に対しては、ジョブ・カード様式に加え、キャリアアップ助成金（平成 30 年度から人材開発支援助成金へ統合予定。）の訓練カリキュラム及び訓練計画予定表を用いてキャリアコンサルティングを実施して、キャリアコンサルティング実施後に訓練カリキュラム様式の下欄へ、キャリアコンサルティング実施日、キャリアコンサルタントの氏名、登録番号を記載すること。

（人材開発支援助成金 様式の URL）

「申請様式のダウンロード（人材開発支援助成金）」のページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

エ 相談記録の作成等

キャリアコンサルタントは、個別のキャリアコンサルティングの終了後、当該キャリアコンサルティングに係る相談記録を作成し、受託者は、14（2）の個人情報の取扱いに十分留意しつつこれを保管すること。相談記録については、キャリアコンサルティングを行った日時、場所及びキャリアコンサルタントの氏名等の必要事項のほか、ジョブ・カードの作成支援も含めた詳細な相談内容（※）を記載すること（労働局又は安定所が実施されたキャリアコンサルティングについて照会を行うことがあるので、これに適切に対応し得る内容とすること。）。

また、安定所の職員が職業紹介時に活用できるよう、労働局から相談記録の提供依頼があった場合は、提供方法を協議の上、これを提供すること。

※ 主な相談内容欄に、雇用型訓練の受講希望者の相談であることを明記すること。

オ 実施回数

訓練受講希望者に対するキャリアコンサルティングは、原則として1回とする。

ただし、1回のキャリアコンサルティングでジョブ・カードの完成に至らない場合は、ジョブ・カード様式1（キャリア・プランシート）の「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」に途中経過を記載した上で、本人の希望を踏まえ2回以上キャリアコンサルティングを行っても差し支えないものとする。

③ 日本版デュアルシステムの受講を希望する者に対する業務の流れ

ア 予約の受付等

公共職業訓練のうち日本版デュアルシステム（委託訓練活用型及び短期課程活用型）の受講を希望する者から安定所の訓練担当窓口で日本版デュアルシステムの受講について相談があった場合は、訓練担当窓口で当該訓練受講希望者に対して、日本版デュアルシステムの概要、希望する訓練の内容及び訓練を受講するための手続き並びに本事業の概要等について説明をした上で、本事業の受託者にキャリアコンサルティングの予約申込みを行うよう誘導する。

申込みを受けて、受託者は、キャリアコンサルティングの実施日時・実施する安定所の決定を行うこと。なお、決定した実施日時とキャリアコンサルタントの氏名について、実施日の前日までに巡回先安定所に知らせておく必要があること。

実施日時の決定に当たっては、当該訓練を開始する日の前日までに、キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成することとされていることに留意すること。

なお、安定所の訓練担当窓口から案内されて、訓練受講希望者が拠点安定所及び巡回先安定所の相談ブースへ直接予約申込みに訪れる場合は、当該相談ブースのキャリアコンサルタントが予約の受付を行うこと又は（相談者がいない場合に）その場でキャリアコンサルティングを実施することも可能であること。

イ キャリアコンサルティング実施のための準備（ジョブ・カードの作成依頼）

上記アの予約受付に当たっては、訓練受講希望者に対し、ジョブ・カード制度について説明し、次の事項について可能な限り事前にジョブ・カードを作成することを依頼するとともに、キャリアコンサルティングの実施当日に持参することを求めること。

- ・ジョブ・カード様式1－1（キャリア・プランシート）（就業経験がない方は、様式1－2（キャリア・プランシート）を活用）

※ 受講を希望する訓練の内容（訓練コース、開始時期・終了時期、訓練実施機関）とこれを受けた後の就業に関する目標を記載すること

- ・ジョブ・カード様式2（職務経歴シート）
- ・ジョブ・カード様式3－1（職業能力証明（免許・資格）シート）及び様式3－2（職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート）
- ・ジョブ・カード様式3－3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート）を交付されたことがある場合は、様式3－3

ウ 日本版デュアルシステムに係るキャリアコンサルティングの流れ

日本版デュアルシステムに係るキャリアコンサルティングは、原則として、訓練受講希望者が持参したジョブ・カードをもとに、訓練受講に向けて目標の明確化を行うことで訓練への意欲を高め、訓練の効果を高めるためのキャリアコンサルティングを行うこと。

具体的なキャリアコンサルティングの内容は次のとおりである。

- ・ 自己理解／仕事理解

適性・能力等の明確化、これまでの職業経験の棚卸し、資格についての情報・資格に係る労働市場等に関する情報の提供、職務に求められる能力・キャリアルートの理解

- ・ 今後の職業生活の設計、目標の明確化

キャリアプランの作成、中長期的及び短期的目標を設定

また、本事業においてキャリアコンサルタントが行う日本版デュアルシステムの受講希望者に対する標準的なジョブ・カードの作成支援の流れは、訓練受講希望者が希望している職業訓練の受講の必要性を検討するための支援を除き、概ね上記②のウに準じること。

なお、ジョブ・カード作成支援後は、訓練担当窓口で次の相談を受ける際に、安定所の職員が活用できるよう作成された当該ジョブ・カードを提示するよう助言すること。

エ 相談記録の作成等

キャリアコンサルタントは、個別のキャリアコンサルティングの終了後、当該キャリアコンサルティングに係る相談記録を作成し、受託者は、14（2）の個人情報の取扱いに十分留意しつつこれを保管すること。相談記録については、キャリアコンサルティングを行った日時、場所及びキャリアコンサルタントの氏名等の必要事項のほか、ジョブ・カードの作成支援も含めた詳細な相談内容（※）を記載すること（労働局又は安定所が実施されたキャリアコンサルティングについて照会を行うことがあるので、これに適切に対応し得る内容とすること。）。

また、安定所の職員が受講あっせん時に活用できるよう、労働局から相談記録の提供依頼があった場合は、提供方法を協議の上、これを提供すること。

※ 主な相談内容欄に、日本版デュアルシステムの受講希望者の相談であることを明記すること。

オ 実施回数

訓練受講希望者に対するキャリアコンサルティングは、原則として1回とする。

ただし、1回のキャリアコンサルティングでジョブ・カードの完成に至らない場合は、ジョブ・カード様式1（キャリア・プランシート）の「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」に途中経過を記載した上で、本人の希望を踏まえ2回以上キャリアコンサルティングを行っても差し支えないものとする。

④ 公共職業訓練（委託訓練）における「長期高度人材育成コース」の受講を希望する者に対する業務の流れ

ア 予約の受付等

公共職業訓練（委託訓練）のうち長期高度人材育成コースの受講を希望する者から安定所の訓練担当窓口を受講について相談があった場合は、訓練担当窓口で、長期高度人材育成コースの概要を説明した上で、対象要件の確認、訓練受講の希望や必要性等の把握を行い、訓練の受講が就職可能性を高めるものであるか等の確認を行い、本事業の受託者にキャリアコンサルティングの予約申込みを行うよう誘導する。

申込みを受けて、受託者は、キャリアコンサルティングの実施日時・実施する安定所の決定を行うこと。なお、決定した実施日時とキャリアコンサルタントの氏名について、実施日の前日までに巡回先安定所に知らせておく必要があること。

実施日時の決定に当たっては、当該訓練を開始する日の前日までに、キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成することとされていることに留意すること。

なお、安定所の訓練担当窓口から案内されて、訓練受講希望者が拠点安定所及び巡回先安定所の相談ブースへ直接予約申込みに訪れる場合は、当該相談ブースのキャリアコンサルタントが予約の受付を行うこと又は（相談者がいない場合に）その場でキャリアコンサルティングを実施することも可能であること。

イ キャリアコンサルティング実施のための準備（ジョブ・カードの作成依頼）

上記アの予約受付に当たっては、訓練受講希望者に対し、ジョブ・カード制度について説明し、次の事項について可能な限り事前にジョブ・カードを作成することを依頼するとともに、キャリアコンサルティングの実施当日に持参することを求めること。

- ・ジョブ・カード様式 1－1（キャリア・プランシート）（就業経験がない方は、様式 1－2（キャリア・プランシート）を活用）

※ 受講を希望する訓練の内容（訓練コース、開始時期・終了時期、訓練実施機関）とこれを受けた後の就業に関する目標を記載すること

- ・ジョブ・カード様式 2（職務経歴シート）
- ・ジョブ・カード様式 3－1（職業能力証明（免許・資格）シート）及び様式 3－2（職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート）
- ・ジョブ・カード様式 3－3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート）を交付されたことがある場合は、様式 3－3

ウ 長期高度人材育成コースに係るキャリアコンサルティングの流れ

長期高度人材育成コースに係るキャリアコンサルティングは、原則として、訓練受講希望者が持参したジョブ・カードをもとに、中長期的なキャリア形成を支援する視点に立ち、職業能力や職務経歴の棚卸しによる経験・能力の理解の促進、仕事や労働市場に関する理解の促進等を通じて、労働者の職業生活設計と職業能力開発

の方針を明確化することを目的に実施すること。

具体的なキャリアコンサルティングの内容は次のとおりである。

- ・ 自己理解／仕事理解

適性・能力等の明確化、これまでの職業経験の棚卸し、資格についての情報・資格に係る労働市場等に関する情報の提供、職務に求められる能力・キャリアルートの理解

- ・ 今後の職業生活の設計、目標の明確化

キャリアプランの作成、中長期的及び短期的目標を設定、職業訓練等に関する情報や講座内容に関する情報を提供

また、本事業においてキャリアコンサルタントが行う長期高度人材育成コースの受講希望者に対する標準的なジョブ・カードの作成支援の流れは、訓練受講希望者が希望している職業訓練の受講の必要性を検討するための支援を除き、概ね上記②のウに準じること。

なお、本事業において訓練前キャリアコンサルティングの結果、訓練受講希望者が希望する当該訓練が今後の職業生活における目標等に照らして、本人の中長期的なキャリア形成に資するものと考えられるかについてのコメントをジョブ・カード様式1－1又は様式1－2の「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」に記載する。併せて、当該訓練前キャリアコンサルティングを行った日時、場所及び訓練対応キャリアコンサルタントの氏名等必要な事項を記載すること。記載終了後、当該ジョブ・カードを訓練受講希望者に渡す。

エ 相談記録の作成等

キャリアコンサルタントは、個別のキャリアコンサルティングの終了後、当該キャリアコンサルティングに係る相談記録を作成し、受託者は、14（2）の個人情報の取扱いに十分留意しつつこれを保管すること。相談記録については、キャリアコンサルティングを行った日時、場所及びキャリアコンサルタントの氏名等の必要事項のほか、ジョブ・カードの作成支援も含めた詳細な相談内容（※）を記載すること（労働局又は安定所が実施されたキャリアコンサルティングについて照会を行うことがあるので、これに適切に対応し得る内容とすること。）。

また、安定所の職員が受講あっせん時に活用できるよう、労働局から相談記録の提供依頼があった場合は、提供方法を協議の上、これを提供すること。

※ 主な相談内容欄に、長期高度人材育成コースの受講希望者の相談であることを明記すること。

オ 実施回数

訓練受講希望者に対するキャリアコンサルティングは、原則として1回とする。

ただし、1回のキャリアコンサルティングでジョブ・カードの完成に至らない場合は、ジョブ・カード様式1（キャリア・プランシート）の「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」に途中経過を記載した上で、本人の希望を踏まえ2回以上キャリアコンサルティングを行っても差し支えないものとする。

⑤ 公的職業訓練の受講を希望する者に対する業務の流れ

ア 予約の受付等

公的職業訓練の受講を希望する者から安定所の訓練担当窓口で訓練受講の相談があった場合は、訓練担当窓口で、訓練受講の希望や必要性等の把握を行い、訓練の受講が就職可能性を高めるものであるか等の確認を行うとともに、求職者支援制度の場合は、当該制度の説明や職業訓練受講給付金の支給要件の確認を行った上で、受講あっせんを行っている。

こうした一連の手続の中で、訓練受講に先立って、自己理解、職業理解、訓練受講の目的等を明確化することが望ましいと訓練担当窓口の職員が判断した者には、本事業の受託者にキャリアコンサルティングの予約申込みを行うよう誘導する。

申込みを受けて、受託者は、キャリアコンサルティングの実施日時・実施する安定所の決定を行うこと。なお、決定した実施日時とキャリアコンサルタントの氏名について、実施日の前日までに巡回先安定所に知らせておく必要があること。

なお、安定所の訓練担当窓口から案内されて、訓練受講希望者が拠点安定所及び巡回先安定所の相談ブースへ直接予約申込みを訪れる場合は、当該相談ブースのキャリアコンサルタントが予約の受付を行うこと又は（相談者がいない場合に）その場でキャリアコンサルティングを実施することも可能であること。

イ キャリアコンサルティング実施のための準備（ジョブ・カードの作成依頼）

上記アの予約受付に当たっては、訓練受講希望者に対し、ジョブ・カード制度について説明し、次の事項について可能な限り事前にジョブ・カードを作成することを依頼するとともに、キャリアコンサルティングの実施当日に持参することを求めること。

- ・ジョブ・カード様式 1－1（キャリア・プランシート）（就業経験がない方は、様式 1－2（キャリア・プランシート）を活用）

※ 受講を希望する訓練の内容（訓練コース、開始時期・終了時期、訓練実施機関）とこれを受けた後の就業に関する目標を記載すること

- ・ジョブ・カード様式 2（職務経歴シート）
- ・ジョブ・カード様式 3－1（職業能力証明（免許・資格）シート）及び様式 3－2（職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート）
- ・ジョブ・カード様式 3－3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート）を交付されたことがある場合は、様式 3－3

ウ 公的職業訓練に係るキャリアコンサルティングの流れ

キャリアコンサルティングは、原則として、訓練受講希望者が持参したジョブ・カードをもとに、キャリア形成を支援する視点に立ち、自己の興味・適性等に関する理解の促進、職業能力や職務経歴の棚卸しによる経験・能力の理解の促進、仕事や労働市場に関する理解の促進等を通じて、労働者の職業生活設計と職業能力開発の方針を明確化することを目的に実施すること。

具体的なキャリアコンサルティングの内容は次のとおりである。

- ・ 自己理解／仕事理解

適性・能力等の明確化、これまでの職業経験の棚卸し、労働市場等に関する情報の提供、職務に求められる能力・キャリアルートの理解

- ・ 今後の職業生活の設計、目標の明確化

キャリアプランの作成、中長期的及び短期的目標を設定、職業訓練等に関する情報や講座内容に関する情報を提供

また、本事業においてキャリアコンサルタントが行う公的職業訓練の受講希望者に対する標準的なジョブ・カードの作成支援の流れは、訓練受講希望者が希望している職業訓練の受講の必要性を検討するための支援を除き、概ね上記②のウに準じること。

なお、ジョブ・カード作成支援後は、訓練担当窓口で次の相談を受ける際に、安定所の職員が活用できるよう作成された当該ジョブ・カードを提示するよう助言すること。

エ 相談記録の作成等

キャリアコンサルタントは、個別のキャリアコンサルティングの終了後、当該キャリアコンサルティングに係る相談記録を作成し、受託者は、14（2）の個人情報の取扱いに十分留意しつつこれを保管すること。相談記録については、キャリアコンサルティングを行った日時、場所及びキャリアコンサルタントの氏名等の必要事項のほか、ジョブ・カードの作成支援も含めた詳細な相談内容（※）を記載すること（労働局又は安定所が実施されたキャリアコンサルティングについて照会を行うことがあるので、これに適切に対応し得る内容とすること。）。

また、安定所の職員が受講あつせん時に活用できるよう、労働局から相談記録の提供依頼があった場合は、提供方法を協議の上、これを提供すること。

※ 主な相談内容欄に、公的職業訓練の受講希望者の相談であることを明記すること。

オ 実施回数

訓練受講希望者に対するキャリアコンサルティングは、原則として1回とする。ただし、訓練受講希望者の職業生活設計における目標が不明確である等1回のキャリアコンサルティングで終了しない場合は、本人の希望を踏まえ2回以上キャリアコンサルティングを行っても差し支えないものとする。

⑥ 積極的なキャリア形成支援が必要な者に対する業務の流れ

ア 予約の受付等

積極的なキャリア形成支援が必要な者が安定所の職業相談窓口で職業相談を実施している中で、本人の希望する職業への就職可能性を高めるためには公的職業訓練の受講等による能力開発が必要であるものの、自己理解や職業理解が乏しいなど、知識・スキルの付与に先立って、職業経験の棚卸し、キャリア・プランの作成等の支援が必要であると職業相談窓口の職員が判断した者には、本事業の受託者にキャ

リアコンサルティングの予約申込みを行うよう誘導する。

申込みを受けて、受託者は、キャリアコンサルティングの実施日時・実施する安定所の決定を行うこと。なお、決定した実施日時とキャリアコンサルタントの氏名について、実施日の前日までに巡回先安定所に知らせておく必要があること。

なお、安定所の職業相談窓口から案内されて、受講希望者が拠点安定所及び巡回先安定所の相談ブースへ直接予約申込みを訪れる場合は、当該相談ブースのキャリアコンサルタントが予約の受付を行うこと又は（相談者がいない場合に）その場でキャリアコンサルティングを実施することも可能であること。

イ キャリアコンサルティング実施のための準備（ジョブ・カードの作成依頼）

上記アの予約受付に当たっては、当該求職者に対し、ジョブ・カード制度について説明し、次の事項について可能な限り事前にジョブ・カードを作成することを依頼するとともに、キャリアコンサルティングの実施当日に持参することを求めること。

- ・ジョブ・カード様式 1－1（キャリア・プランシート）（就業経験がない方は、様式 1－2（キャリア・プランシート）を活用）

※ 受講を希望する訓練の内容（訓練コース、開始時期・終了時期、訓練実施機関）とこれを受けた後の就業に関する目標を記載すること

- ・ジョブ・カード様式 2（職務経歴シート）
- ・ジョブ・カード様式 3－1（職業能力証明（免許・資格）シート）及び様式 3－2（職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート）
- ・ジョブ・カード様式 3－3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート）を交付されたことがある場合は、様式 3－3

ウ 積極的なキャリア形成支援が必要な者に係るキャリアコンサルティングの流れ

キャリアコンサルティングは、原則として、当該求職者が持参したジョブ・カードをもとに、キャリア形成を支援する視点に立ち、自己の興味・適性等に関する理解の促進、職業能力や職務経歴の棚卸しによる経験・能力の理解の促進、仕事や労働市場に関する理解の促進等を通じて、労働者の職業生活設計と職業能力開発の方針を明確化することを目的に実施すること。

具体的なキャリアコンサルティングの内容は次のとおりである。

- ・自己理解／仕事理解

適性・能力等の明確化、これまでの職業経験の棚卸し、労働市場等に関する情報の提供、職務に求められる能力・キャリアルートの理解

- ・今後の職業生活の設計、目標の明確化

キャリアプランの作成、中長期的及び短期的目標を設定、職業訓練等に関する情報や講座内容に関する情報を提供

また、本事業においてキャリアコンサルタントが行う積極的なキャリア形成支援が必要な者に対する標準的なジョブ・カードの作成支援の流れは、訓練受講希望者が希望している職業訓練の受講の必要性を検討するための支援を除き、概ね

上記②のウに準じること。

なお、ジョブ・カードの作成支援後は、訓練担当窓口又は職業相談窓口で次の相談を受けるに際して、安定所の職員が活用できるよう作成された当該ジョブ・カードを提示するよう助言すること。

エ 相談記録の作成等

キャリアコンサルタントは、個別のキャリアコンサルティングの終了後、当該キャリアコンサルティングに係る相談記録を作成し、受託者は、14（2）の個人情報の取扱いに十分留意しつつこれを保管すること。相談記録については、キャリアコンサルティングを行った日時、場所及びキャリアコンサルタントの氏名等の必要事項のほか、ジョブ・カードの作成支援も含めた詳細な相談内容（※）を記載すること（労働局又は安定所が実施されたキャリアコンサルティングについて照会を行うことがあるので、これに適切に対応し得る内容とすること。）。

また、安定所の職員が職業紹介時又は受講あっせん時に活用できるよう、労働局から相談記録の提供依頼があった場合は、提供方法を協議の上、これを提供すること。

※ 主な相談内容欄に、積極的なキャリア形成支援が必要な者の相談であることを明記すること。

オ 実施回数

当該求職者に対するキャリアコンサルティングは、原則として1回とする。ただし、当該求職者の職業生活設計における目標が不明確である等1回のキャリアコンサルティングで終了しない場合は、本人の希望を踏まえ2回以上キャリアコンサルティングを行っても差し支えないものとする。

（2）安定所の庁舎内での独立した業務の実施上の留意点

本事業は、原則、安定所の庁舎内において行われるものであるため、安定所の提供するサービスの一部となる。

一方で、契約に基づく請負業務であり、安定所が自ら行う業務とは、行為及び責任の主体が異なるものであることから、本事業のキャリアコンサルティングについては、安定所の職員が行う職業紹介や受講あっせんとその役割を明確に分離して行われる必要がある。

このため、相談者の希望する職業訓練が職業紹介又は受講あっせんの対象となる雇用型訓練又は公的職業訓練（日本版デュアルシステムを含む）の場合には、当該訓練を受講する必要があるかどうか、対象者要件に合致しているかどうか等の判断は安定所の職員が行うものであることに留意した説明、助言が必要であること。

また、キャリアコンサルティングの中で、公的職業訓練の受講に係る各種給付金の支給に係る相談があった場合は、支給の可否には言及せず、安定所の窓口で確認するよう案内すること。

訓練受講前のキャリアコンサルティングに関するアンケート

このアンケートは、訓練受講希望者等に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング（以下「本サービス」という。）に関して、サービスの利用状況等を把握するために実施するものです。

御回答いただいた結果は、よりの確なサービスの提供をさせていただくため、活用させていただきますので、御協力いただきますようお願いいたします。なお、このアンケートは、本目的以外に使用することはございません。

各質問で該当する番号に 1 つだけ○をつけてください。

性別 ①男性 ②女性

年齢 ① 10 代、② 20 代、③ 30 代、④ 40 代、⑤ 50 代、⑥ 60 代以上

問 1 本サービスの利用状況等についてお伺いします。

（１）希望する訓練の内容は以下のどれでしょうか。

①専門実践教育訓練 ②雇用型訓練 ③公共職業訓練（日本版デュアルシステム） ④公共職業訓練（長期高度人材育成コース） ⑤公共職業訓練（③、④以外） ⑥求職者支援訓練 ⑦その他（特に希望は決まってない場合を含む）

（２）本サービスにおける相談終了までの回数は何回でしたか。

① 1 回 ② 2 回 ③ 3 回以上

問 2 ハローワークの窓口から本サービス窓口への誘導についてお伺いします。

（１）ハローワーク職員との職業相談の中で、本サービスの利用を促すタイミングは適切でありましたか。

① 適切であった ② もっと早い段階でサービスを利用したかった
③ どちらとも言えない

（２）本サービスの利用に関して、ハローワーク職員から「民間機関の行うサービス」であることなど、十分な説明がされましたか。

① 十分な説明があった ② 説明が足りなかった ③ 特に説明はなかった

問 3 本サービスの内容についてお伺いします。

（１）本サービスのキャリアコンサルタントの支援は、役に立ちましたか。

① 役に立った ② まあまあ役に立った ③ あまり役に立たなかった
④ 役に立たなかった

※ ③、④を選んだ方は、問 4 にお進みください。

（２）前問において、① 役に立った、② まあまあ役に立った とお答えいただいた方にお伺いします（（３）、（４）も同じ。）。キャリアコンサルタントの支援は、どのような点で役に立ちました

④ その他 ()

⑥ その他 ()

[]

④ その他 ()

[illegible]

御協力ありがとうございました。

《訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業
における個人情報の取扱いに関する同意書》

- 1 労働局又はハローワークから、相談記録の提供を求められた場合は、情報を共有させていただきます。
- 2 本事業において入手した情報については、本事業の遂行以外の目的には使用しません。

以上の内容を了解した上で、ジョブ・カード作成支援推進事業を利用することに同意します。

平成 年 月 日

(同意いただける方の署名)

委託費の計上基準

1 委託事業の遂行に必要と認められる経費は、具体的には以下のとおり。

(1) 連絡用拠点等の経費

- ① 事業責任者等の人件費等
事業責任者及び事務補助者の賃金・謝金、旅費
- ② 事業責任者等の諸税及び負担金
社会保険料、労働保険料及び子ども・子育て拠出金事業主負担分
- ③ 拠点運営費
事務所借料、備品の損料・借料、消耗品費、通信運搬費等
- ④ 管理費
一般管理費
- ⑤ 研修等経費
研修、ケース会議等に要する経費

(2) 事業費

- ① キャリアコンサルタントの人件費等
キャリアコンサルタントの賃金・謝金、旅費
- ② キャリアコンサルタントの諸税及び負担金
社会保険料、労働保険料及び子ども・子育て拠出金事業主負担分
- ③ 損料・借料等
パソコン、プリンタ、スキャナー、電話等の事業に必要な備品費の損料・借料、消耗品費等
- ④ 周知広報経費
リーフレット等の印刷製本費、説明に必要な会場借料その他必要と認められる経費
- ⑤ 再委託費
委託業務の一部を再委託に要する経費

2 一般管理費の計上基準

一般管理費は、事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費をいう。

一般管理費の計上基準は、直接経費に以下のいずれか低い率を乗じた額とする。

(1) 10%

(2) 以下の計算式によって算出された率

$$\text{一般管理費率} = (『販売費及び一般管理費』 - 『販売費』) \div 『売上原価』 \times 100$$

※ 直近年度の損益計算書から「売上原価」「販売費及び一般管理費」を抽出して計算する。

3 その他留意事項

- ・ 委託事業の経費として認められるかどうか疑義がある場合は、事前に確認する必要があること。また、人件費・旅費の支出に関して、受託者の規定に基づく支払いが認められるが、実費の証明が困難な場合や規定がない場合は、国の基準に準じた支払いを求めることがあるので、留意すること。
- ・ キャリアコンサルタントの募集・採用に係る経費、一般的な社員教育に要する経費その他受託事業の遂行に要する経費以外の経費は、委託事業の経費としては認められないこと。

訓練前キャリアコンサルティング 相談記録

① 受付番号		② 相談実施日	年 月 日
③ 担当者氏名		④ 担当者所属	
⑤ 相談場所	ハローワーク() 所) ・ その他()		
⑥ 相談者氏名		⑦ 相談者生年月日	年 月 日
⑧ 相談者性別	男 ・ 女	⑨ 相談実施回数	初回 ・ 2回目以降(回目)
⑩ 直近の雇用形態	正規雇用 ・ 非正規雇用()		
⑪ 態様区分	求職中 ・ 在職中 (転職予定 あり ・ なし)		
⑫ ジョブ・カード作成支援	済み ・ 未 (理由 :)		
⑬ 希望職種		⑭ 希望訓練コース	施設名() コース名()
⑮ ハローワークへの支給申請	意向あり ・ 意向なし ・ 不明		
⑯ 次回相談の予定	なし ・ あり ()		
主な相談内容 (ジョブ・カードに記載したコメント内容を含む。)			
備 考			

(注1) ⑫ジョブ・カード作成支援とは、キャリアコンサルティングの結果を様式1-1又は様式1-2の『キャリアコンサルティング実施者の記入欄』に記載することを指します。

(注2) ⑭及び⑮については、専門実践教育訓練の受講を希望する者に対する訓練前キャリアコンサルティングのみ記載すること。

(参考)

・雇用保険法に基づく専門実践教育訓練給付対象の訓練

①

雇用型訓練

企業との雇用関係の下で行われる
座学と企業実習を組合せた訓練

②

公共職業訓練

在職者訓練

- 在職労働者対象の概ね2～5日の訓練

学卒者訓練

・・・・ 高等学校卒業生等対象の1～2年の訓練

離職者訓練

- ハローワーク求職者対象の概ね3か月～1年の訓練

施設内訓練

... 民間教育訓練機関では実施できないものづくり系を中心に
高齢・障害・求職者雇用支援機構及び都道府県の職業能力開発施設で実施する訓練

日本版デュアルシステム（短期課程活用型）【施設内訓練と企業実習を組合せた訓練】

③

委託訓練

- ・ 専修学校、NPOなど多様な民間教育訓練機関等に委託して実施する訓練

日本版デュアルシステム(委託訓練活用型)【座学と企業実習を組合せた訓練】

③

長期高度人材育成コース

④

求職者支援訓練

- ・雇用保険を受給できない者等を対象とした訓練

公的職業訓練
(5)
(6)

[illegible]

※アンケートに無回答の項目がある場合は、当該項目については空欄にしてください。

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託要綱

(通則)

第1条 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

(委託事業の目的)

第2条 委託事業は、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練並びに雇用型訓練については、公共職業安定所において、求職者の有する技能、知識等と労働市場の状況等を十分に踏まえ、当該職業訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であるか等を判断して、受講指示等を行うなど、的確な訓練受講へのあっせんが行われている。また、雇用保険法に基づき、専門実践教育訓練の受講を希望する者に対して、受講前にキャリアコンサルティングを行うため、民間を活用して体制整備を行うこととしている。

平成27年9月18日に公布された勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）の一部施行に伴い、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の4第1項に職務経歴等記録書（ジョブ・カード）が規定（具体の様式は厚生労働省告示で規定）され、同法に基づき、新ジョブ・カード制度を推進することとなった。

このような中で、「新ジョブ・カード制度推進基本計画」に基づき、「公共職業訓練（離職者訓練）や求職者支援訓練への受講指示等にあたっては、訓練受講の必要性をより明確にするために、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施することが有効であり、キャリアコンサルティングの実施体制の充実・強化を図る。」とされ、訓練受講希望者等に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを推進していくこととされた。

このため、本事業においては、訓練受講希望者等に対して、生涯を通じたキャリア・プランニングを促し、職業選択やキャリア形成の方向付けの支援を行うため、民間事業者を活用して、ジョブ・カードの作成支援を推進することを目的としている。

(委託先)

第3条 委託事業は、奈良労働局長（以下「委託者」という。）が、前条に規定する委託事業の目的を確実に達成することができると認める者（以下「受託者」という。）に、委託して実施するものとする。

(委託の申入れ)

第4条 委託者は、受託者として適当と認める者に対し、本要綱を添えて、様式第1

号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業受託依頼書」（以下「依頼書」という。）により、委託の申入れを行うものとする。

（受託書等の提出）

第5条 前条の申入れを受けた者は、当該申入れを承諾するときは、依頼書を受理した日から14日以内に、様式第2号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業受託書」に様式第3号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を添付して、委託者に提出するものとする。

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する契約書第7条第2項前段の書類を併せて提出するものとする。

（実施計画書等の審査及び契約の締結）

第6条 委託者は、前条の規定により提出された実施計画書について審査し、委託事業の目的等に照らし適当と認めるときは、支出負担行為担当官奈良労働局総務部長が、様式第4号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書」（以下「契約書」という。）により受託者と契約を締結するとともに、再委託を行う場合は契約書第7条第2項前段の承認を行うものとする。

（表明確約）

第7条 受託者は、契約書第31条及び第32条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 受託者は、契約書第31条及び第32条の各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約しなければならない。

（契約書）

第8条 委託事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。

(様式第 1 号)

番 号
平成 年 月 日

殿

奈良労働局長 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業受託依頼書

標記について、下記委託事業を受託されたく依頼申し上げます。

なお、受託について承諾いただいた場合は、別添の訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託要綱を参照のうえ、同要綱様式第2号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業受託書」及び様式第3号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施計画書」を提出いただくようお願いいたします。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 委 託 事 業 名 | 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援
推進事業 |
| 2 | 委託事業の内容 | 「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援
推進事業委託要綱」に基づく事業の実施 |
| 3 | 委 託 経 費 | 金 円 |
| 4 | 委 託 期 間 | 平成 30 年 4 月○日から平成 31 年 3 月 29 日まで |

(様式第 2 号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業受託書

平成 年 月 日付（番号）により委託の申入れのあった「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の実施を受託いたします。

なお、受託事業の実施内容は、別添様式第 3 号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施計画書」のとおりです。

(様式第 3 号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施計画書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業については、別紙 1 の訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施計画により実施することとし、当該計画実施に係る所要経費の内訳は別紙 2 のとおりです。

別紙 1

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施計画
受託者名

委託事業の事項		委託事業の内容	
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
委託費の額	円		

※ 事業費の内訳は別紙2「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業費積算内訳」のとおり

別紙 2

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業費積算内訳
受託者名

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合 計		

(様式第 4 号)

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託要綱（以下「委託要綱」という。）に基づく平成 30 年度における事業の委託について、支出負担行為担当官奈良労働局総務部長〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と受託者（受託先名）（役職）（氏名）（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

(委託事業)

第 1 条 奈良労働局長（以下「委託者」という。）は、乙に対し、別紙 1「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に掲げる事業（以下「委託事業」という。）を委託する。

(委託事業の実施)

第 2 条 乙は、委託要綱及び実施計画により委託事業を実施しなければならない。

(委託期間)

第 3 条 委託事業の委託期間は、平成 30 年 4 月〇日から平成 31 年 3 月 29 日までとする。

(委託費の支払)

第 4 条 甲は、乙に対し、委託事業に要する経費（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇, 〇〇〇円）を限度として支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額である。

3 乙は、委託費を別紙 2「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託費交付内訳」に記載された委託対象経費区分（以下「経費区分」という。）にしたがって使用しなければならない。

4 委託費は、原則として支払うべき額を確定した後、精算にて支払うものとする。ただし、乙が概算での支払を希望する場合は、甲は、乙の資力、委託事業及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めたときは、これを財務大臣に協議し、その承認があった場合に限り、国の支払計画の額の範囲内において概算払をすることができる。

5 乙は、委託費の支払を受けようとするとき又は前項の概算払を請求するときは、官署支出官奈良労働局長（以下「官署支出官」という。）に対して、委託要綱様式第 5 号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託費支

払請求書」を提出するものとする。なお、概算払による場合に限り、委託要綱様式第5号別添を添付して提出すること。

6 官署支出官は、前項の適法な請求書を受領した日から30日以内に、委託費を乙に支払うものとする。

7 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前項に定める期間内に支払わないときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約における利息で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託事業等の変更等)

第6条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託要綱様式第6号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業変更通知書」により、その旨を乙に通知するものとする。

(1) 委託事業の内容を変更するとき

(2) 国の予算額に変更があったとき

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、委託要綱様式第7号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業変更承認申請書」を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 実施計画に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）

(2) 委託費の経費区分の配分を変更する場合（人件費及び消費税を除く委託費の経費区分相互間において、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）

3 委託者が、前2項の場合において、委託契約を変更する必要があると認めるときは、甲は、委託要綱様式第8号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業変更委託契約書」により、乙と変更委託契約を締結するものとする。

4 乙は、委託事業を中止又は廃止しようとするときは、委託要綱様式第9号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業中止（廃止）承認申請書」を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事業が予定の期間内に完了しないとき又は委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

(再委託の承認)

第7条 乙が契約を履行する場合において、委託契約の全部を一括して再委託することを禁止する。

2 乙は、委託事業を再委託するときは、あらかじめ、委託要綱様式第10号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業再委託承認申請書」を甲に

提出し、その承認を受けなければならない。また、承認を受けた内容を変更する場合には委託要綱様式第 11 号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業再委託内容変更承認申請書」により同様の承認を受けなければならないこととする。

- 3 乙は、委託事業を再委託したときは、再委託した業務を実施する当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、すべての責任を負うものとする。

（委託契約の履行体制に関する書類の提出）

第 8 条 乙は、再委託者からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した委託要綱様式第 12 号「履行体制図届出書」を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに委託要綱様式第 13 号「履行体制図変更届出書」を委託者に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、提出を要しない。

- （1）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- （2）事業参加者の住所の変更のみの場合
- （3）契約金額の変更のみの場合

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（他用途使用等の禁止）

第 9 条 乙は、委託費をこの委託事業の目的に沿った事業経費以外には、使用することはできない。また、委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出は禁止する。

（財産の帰属）

第 10 条 委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、委託者に帰属するものとする。

（財産の管理及び処分）

第 11 条 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合は、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

- 2 乙は、委託事業の実施に伴って取得した財産及び賃貸借契約で調達した機器等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付目的に従って効率的な運用を図らなければならない。この場合、財産及び機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

- 3 乙は、委託事業完了等により財産の処分が発生する場合には、委託要綱様式第 14 号「財産処分承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。なお、委託事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売払い等により収入があったときは、国に納付しなければならない。
- 4 乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了したとき（第 6 条第 4 項の規定による委託事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下「委託事業が終了等したとき」という。）は、これを甲に返還するものとする。

（金券及び消耗品の取扱い）

第 12 条 郵券、回数券、プリペイドカード等金券及び消耗品を委託費により購入した場合には、委託事業の終了等までの間に費消しないことを禁止する。

（支払状況の確認）

- 第 13 条 乙は、賃金等の支払については、履歴書等の採用関係書類、出勤簿等の勤務状況確認書類に基づき、勤務実績に応じて適正に支給を行わなければならない。特に、委託事業に携わる者が、委託事業以外の事業を行う場合は、それぞれの事業での個人別等の業務分担表を作成し、業務分担を明確化すること。
- 2 乙は、旅費等の支払については、出勤簿、活動日誌、復命書及び帳簿等に基づき、実績に応じて適正に支給を行わなければならない。なお、旅費等の支給が概算払いで行われている場合は、出張後に旅費の精算を適正に行うこととする。特に、中止された出張等について旅費の回収を適正に行うこととする。また、航空賃を支給する旅費については、領収書及び搭乗券の半券の提出により搭乗日だけでなく、パック割引、早期割引などの適用の有無についても確認し、適正な支給を行わなければならない。
- 3 乙は、物品の購入・役務の提供等の契約について、契約のとおり納品・履行されたことを確認して支払いを行わなければならない。このとき、必要に応じ帳簿等と照らし合わせて確認するものとする。

（関係書類の整備・保存等）

- 第 14 条 乙は、委託事業の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、これに係る国の会計及び物品に関する規定に準じて、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。
- 2 乙は、前項の書類等は、委託事業が終了等した日の属する年度の終了後 5 年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(実施状況の報告)

第 15 条 乙は、事業の実施状況について、委託者に対し、別に定める期日までに委託要綱様式第 15 号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施状況報告書」を提出しなければならない。

(実施に関する監査等)

第 16 条 委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対して関係書類及び資料の提出を求め、又は監査を行うことができることとする。

2 委託者は、乙が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類及び資料について前項と同様の措置を講ずることができることとする。

(業務完了報告書の提出)

第 17 条 乙は、業務終了後、直ちに委託要綱様式第 16 号「業務完了報告書」を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。なお、委託期間の末日までに業務完了報告書を提出しなければならない。

(検査の実施)

第 18 条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後 10 日以内又は委託期間の末日までのいずれか早い時期までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。

乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立ち会わなければならない。

2 乙は、審査の結果、不合格であったときは、検査職員の指定する期間内に未履行部分の業務を完了しなければならない。この場合に要する費用は乙の負担とする。

3 前項の規定は、不合格後の再審査の際にも適用するものとする。

(実施結果報告書の提出)

第 19 条 乙は、委託事業が終了等したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに委託要綱様式第 17 号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施結果報告書」を委託者に提出しなければならない。

(委託費の精算等)

第 20 条 乙は、委託事業が終了等したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに委託要綱様式第 18 号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業精算報告書」を委託者を經由して甲に提出しなければならない。なお、乙は、甲に提出する前に、帳簿等におけ

る出入金の状況及び内容が、訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業精算報告書の支出額・残額と齟齬がないか確認しなければならない。

- 2 甲は、前項に定める訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは委託費の額を確定し、委託要綱様式第 19 号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託費確定通知書」により委託者を經由して乙に通知するものとする。ただし、第 4 条第 4 項ただし書の規定による概算払により、乙に支払った委託費に残額が生じたとき又は乙に支払った委託費により発生した収入があるとき、甲は、期間を定めて、委託要綱様式第 20 号「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託費確定通知及び返還命令書」により、委託者を經由して乙に通知するとともに返還を命ずるものとする。
- 3 委託費の額の確定は、第 4 条第 1 項に規定する委託費の限度額と委託事業に要した額を比較して、いずれか低い額をもって行う。

(延滞金及び加算金)

- 第 21 条 乙は、前条第 2 項ただし書の規定による金額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じて、年 5.0 %の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- 2 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部を返還をし、さらに委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年 20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。
 - 3 甲は、前項の「過失」による場合において、やむをえない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。
 - 4 第 2 項の委託費の返還については、第 1 項の規定を準用する。延滞金、元本（返還する委託費）及び第 2 項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

(損害賠償)

- 第 22 条 乙は、この契約に違反し、又は乙の故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない。

(契約の解除等)

- 第 23 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託事業の実施の全部

若しくは一部の停止を命じ又は契約を解除若しくは変更することができる。

- (1) この契約又は入札参加資格に定めた法令等に違反したとき
- (2) 第 16 条に規定する監査等に対する虚偽の報告等が発覚したとき
- (3) この委託事業を適正に遂行することが困難であると委託者が認めるとき

2 甲は、前項の規定により、契約を解除したときは、第 20 条の規定に準じて委託費の精算を行う。ただし、契約の解除について、乙に故意又は重大な過失が認められたときは、その一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めることができるものとする。さらに、契約が解除された場合において、乙は、甲との協議に基づき委託事業の残務を処理するものとする。

(守秘義務等)

第 24 条 乙は、委託事業遂行上知り得た秘密を第三者に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 25 条 乙は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに委託要綱様式第 21 号「個人情報保護管理及び実施体制報告書」を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理及び実施体制報告書は、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった都度行うものとする。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複写又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙がこの契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業の終了等の後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について委託要綱様式第 22 号「個人情報漏えい等事案発生報告書」により、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示

に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

- 7 乙は、個人情報の管理の状況について、委託要綱様式第 23 号「個人情報管理状況報告書」により、年 1 回以上委託者に報告しなければならない。
- 8 委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができることとする。
- 9 本条の規定は、乙が委託事業の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 26 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第 27 条 第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれかに該当するときは、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第 28 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。次条において同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第29条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する延滞金)

第30条 乙は、第27条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額の延滞金を甲の指示に基づき支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第31条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第32条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請負契約等に関する契約解除)

第33条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第34条 甲は、第31条、第32条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第31条、第32条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 35 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(備品等の貸与等)

第 36 条 甲は、乙が公共職業安定所庁舎内で実施する業務の遂行上必要と認める範囲において、実施場所の確保及び提供を行うとともに、その管理するコピー機を無償貸与し、及び、電力を無償使用させることができる。

(疑義の決定)

第 37 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 奈良県奈良市法蓮町 387

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長



印

乙 住 所

受託者名（役職）（氏名）

印

別紙 1

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施計画

委託事業の事項		委託事業の内容	
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
委託費の額	円		

別紙 2

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託費交付内訳

委託対象経費区分	委託費の額
1 管 理 費 (うち 人 件 費)	円 (円)
2 事 業 費	円
3 消 費 税	円
合 計	円

※ 会計勘定が複数ある場合には、会計勘定ごとの内訳と合算額を記載すること。

(様式第5号)

番 号
平成 年 月 日

官署支出官

奈良労働局長 殿

住所

受託者名

印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託費支払請求書

平成 年 月 日付け契約を締結した訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業の実施に係る経費として下記金額を交付されたく請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先

振込先金融機関・店舗名

預 金 種 別

口 座 番 号

(カ ナ 名 義)

口 座 名 義

名 義 人 住 所

別添

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託費
請求金額（第 Ⅰ 四半期）

（単位 ： 円）

委託契約額	支 払 済 額	今回請求金額	残 額	備 考
円	円	円	円	

(様式第 6 号)

番 号
平成 年 月 日

受託者 殿

奈良労働局長 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業変更通知書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施計画に下記の変更の必要が生じたので別紙のとおり通知します。

記

1 変更事項

2 変更理由

(様式第 7 号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業変更承認申請書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施計画を下記により別紙 1 及び別紙 2 のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更理由
- 4 当初契約額
- 5 変更後契約額

別紙 1

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施計画

委託事業の事項		委託事業の内容	
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
委託費の額	円		

※ 事業費の内訳は別紙 2 「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託費交付内訳」 のとおり

別紙 2

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業積算内訳

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合 計		

(様式第 8 号)

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業変更委託契約書

平成 年 月 日付けで、支出負担行為担当官奈良労働局総務部長 ●●
●●（以下「甲」という。）と受託者（役職）（氏名）（以下「乙」という。）との
間で締結した「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約
書」について、当該契約書第 6 条第 3 項に基づき、下記のとおり契約を変更する。

記

- 1 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書（以下
「契約書」という。）第 4 条第 1 項中「金○○○, ○○○円（うち消費税額及び地
方消費税額金○○○, ○○○円）」を「金○○○, ○○○円（うち消費税額及び地
方消費税額金○○○, ○○○円）」に変更する。
- 2 契約書別紙 1 「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施
計画」を別紙 1 のとおり変更する。
- 3 契約書別紙 2 「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託
費交付内訳」を別紙 2 のとおり変更する。

この契約の成立の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙
それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 奈良県奈良法蓮町 387

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 ●● ●● 印

乙 住 所

受託者名（役職）（氏名） 印

別紙 1

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施計画

委託事業の事項		委託事業の内容	
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
委託費の額	円		

別紙 2

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託費交付内訳

(単位：円)

委託対象経費区分	当初契約額	変更契約額	増 △ 減
1 管 理 費 (うち 人件費)	()	()	()
2 事 業 費			
3 消 費 税			
合 計			

※ 会計勘定が複数ある場合には、会計勘定ごとの内訳と合算額を記載すること。

(様式第 9 号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業
中止（廃止）承認申請書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業を下記により中止
（廃止）したいので申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 中止（廃止）理由

3 中止期間（廃止年月日）

(様式第 10 号)

番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 殿

受託者名 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業再委託承認申請書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業の実施にあたり、
その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

1 再委託の相手方

住 所
氏 名

2 再委託を行う業務の範囲

3 再委託の必要性

4 委託する相手方が委託される業務を履行する能力

5 再委託を行う金額

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第 11 号)

番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 殿

受託者名 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業
再委託内容変更承認申請書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業の実施にあたり、
その一部を再委託することとし、平成 年 月 日付けで承認を受けた内
容を下記のとおり変更することとしたいので申請します。

記

	(変更前)	(変更後)
1 再委託の相手方		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 再委託の必要性		
4 変更後の事業者が委託さ れる業務を履行する能力		
5 再委託を行う金額		

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第 12 号)

番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 殿

受託者名 印

履行体制図届出書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書第 8 条
第 1 項の規定により、下記のとおり届け出します。

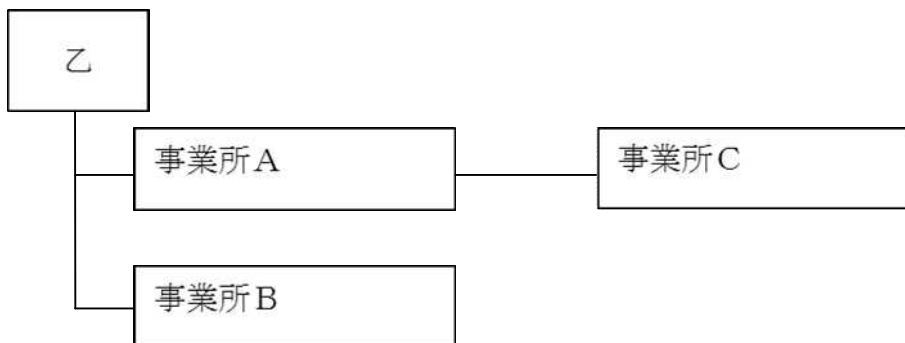
記

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業所のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・		
B			
C			



(様式第 13 号)

番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 殿

受託者名 印

履行体制図変更届出書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書第 8 条
第 2 項の規定により、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

2. 変更の内容

3. 変更後の体制図

(様式第 14 号)

番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 殿

受託者 印

財産処分承認申請書

今般、訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業により取得した財産について、下記のと通りの処分を認められたいので、訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書第 11 条第 3 項の規定により承認申請いたします。

記

1. 財産の品目
2. 数量
3. 取得年月日
4. 取得価格
5. 取得後の使用状況
6. 処分事由及び方法

※ 受託者が買取を希望する場合は、買取理由、買取希望額及び算定方法も記載すること。

(様式第 15 号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施状況報告書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施状況を別添により報告します。

別添

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施状況報告書

受託者名

1 事業実施状況

区 分	内 容		備 考
	計 画	実 施 状 況 及 び 見 込	

2 経費状況

(1) 収入

(単位：円)

区 分	受 入 済 額	今 後 の 受 入 額 予 定	合 計	備 考

(2) 支出

(単位：円)

区 分	支 出 済 額	今 後 の 支 出 額 予 定	合 計	備 考

(様式第 16 号)

番 号
平成 年 月 日

検査職員

奈良労働局総務課長補佐

(氏名) 殿

受託者名 印

業務完了報告書

契約件名 訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業

上記の業務について、平成 年 月 日をもって完了したので、訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書第 17 条の規定に基づき報告します。

(様式第 17 号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施結果報告書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業の実施結果について別添のとおり報告します。

別添

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業実施結果
受託者名

区分	計画内容	具体的実施状況	備考

(様式第 18 号)

番
平成 年 月 号
日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 殿

受託者名 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業精算報告書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業の精算について下記のとおり報告します。

記

1 精算報告（別紙 1 のとおり）

(1) 委託契約額	金	円也
(2) 支出額	金	円也
(3) 差引額 ((1) - (2))	金	円也
(4) 雑収入 (預金利息等)	金	円也
(5) 返還額 ((3) + (4))	金	円也

2 委託費支出内訳明細（別紙 2 のとおり）

別紙 1

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託費支出等実績

受託者名

(単位：円)

区 分	委託契約額	流 用 増 減 額	①流用後の額	②支出額	(①－②)	利 息 等 収 入	返還額	備 考
合 計								

別紙 2

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託費支出内訳明細
受託者名

委託事業対象経費	支出額	備考
	円	
合 計	円	

(様式第 19 号)

番 号
平成 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託費確定通知書

平成 年 月 日付け「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書」により契約を締結した訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業の実施に係る委託費の額については、平成 年 月 日付け訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業精算報告書に基づき、訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|----|
| 1 | 委 託 契 約 額 | 金 | 円也 |
| 2 | 確 定 額 | 金 | 円也 |

(様式第 20 号)

番 号
平成 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 印

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業
委託費確定通知及び返還命令書

平成 年 月 日付け「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書」により契約を締結した訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業の実施に係る委託費の額については、平成 年 月 日付け訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業精算報告書に基づき、訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書第 20 条第 2 項ただし書の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

なお、確定額を超えて、既に交付した委託費及び交付した委託費により発生した収入については、訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書第 20 条第 2 項ただし書の規定により平成 年 月 日までに下記金額の返還を命じます。

記

1	委 託 契 約 額	金	円也
2	確 定 額	金	円也
3	返 還 額	金	円也
①	委託費の残額		円
②	預 金 利 息		円

(様式第 21 号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

個人情報保護管理及び実施体制報告書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書第 25 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 管理体制

2. 実施体制

(様式第 22 号)

個人情報漏えい等事案発生報告書

(第〇報)

受託者名

発生場所

委託者への本報告書発送年月日

年

月

日

曜日

(発覚から 営業日)

(1)委託者への事案報告年月日	年	月	日	曜日	(発覚から 営業日)
(2)発覚年月日	年	月	日	曜日	—
(3)発生年月日	年	月	日	曜日	—
(4)事案の概要					

(様式第 23 号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

個人情報管理状況報告書

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業委託契約書第 25 条第 7 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 目的外利用の有無 (有 ・ 無)
- 2 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守
(している ・ していない)
- 3 個人情報の複製等に関する事項の遵守 (している ・ していない)
- 4 個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守
(している ・ していない)
- 5 業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却
(している ・ していない)
- 6 その他講じた措置 (自由記載欄)